# 化管法の概要と届出に関する留意事項

独立行政法人　製品評価技術基盤機構
化学物質管理センター　リスク管理課

# 目次

１．化管法の概要

２．PRTR届出に関する留意事項

３．排出量等の算出方法

４．サポート体制

# 目次

１．化管法の概要
１－１）化管法の全体像
１－２）PRTR制度の概要
１－３）SDS制度の概要

２．PRTR届出に関する留意事項

３．排出量等の算出方法

４．サポート体制

# 法令の構成

**特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律**

第１章　総則　［→ 目的、定義等、化学物質管理指針、事業者の責務］
第２章　第一種指定化学物質の排出量等の把握等　［→ PRTR制度］
第３章　指定化学物質等取扱事業者による情報の提供等　［→ SDS制度］
第４章　雑則
第５章　罰則
附　則

○ 政令
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令

○ 省令
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則
第一種指定化学物質の排出量等の届出事項の集計の方法等を定める省令
指定化学物質の性状及び取扱いに関する情報の提供の方法等を定める省令（化管法SDS省令）

# 化管法の目的と全体像

特定**化**学物質の環境への排出量の把握等及び**管**理の改善の促進に関する**法**律

## ➢ 目的

事業者及び国民の理解のもとに、**PRTR制度**及び**SDS制度**を導入し、

- 事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、
- 環境の保全上の支障を未然に防止する

### ◆ PRTR制度（Pollutant Release and Transfer Register）

法により定められた有害なおそれのある化学物質について、環境への**排出量**及び廃棄物等に含まれての**移動量**を、事業者が自ら把握して国に届出をし、国は届出データや推計に基づき、排出量・移動量を集計・公表する制度

**排出量**→大気への排出、公共用水域への排出、土壌への排出、埋立処分

**移動量**→下水道への移動、事業所の外への移動（廃棄物）

### ◆ SDS制度（Safety Data Sheet）

事業者が有害性のおそれのある化学物質及び当該化学物質を含有する製品を他の事業者に譲渡・提供する際、その化学物質の特性や取扱いに関する情報の提供を義務づける制度

# 目次

１．化管法の概要
１－１）化管法の全体像
１－２）PRTR制度の概要
１－３）SDS制度の概要

２．PRTR届出に関する留意事項

３．排出量等の算出方法

４．サポート体制

# PRTR制度の体系

※PRTR：Pollutant Release and Transfer Register

## 事業者

自社の排出量、移動量の位置づけを確認。化学物質管理活動の評価・改善

個別事業所ごと、対象物質ごとに化学物質の環境中への排出量と廃棄物等に含まれての移動量を把握



届出

令和7年度届出
32,208件

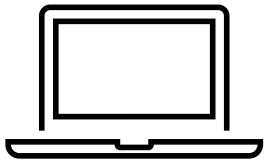
## 都道府県等

## 届出外データ（推計）

経済産業省及び環境省は
○届出対象外事業者からの排出量
○届出データ以外の排出源（家庭、農地、自動車等）からの排出量・移動量を推計



## 国



PRTR届出システム

経済産業省及び環境省は
届出、届出外データを集計し、
結果を公表するとともに、
関係省庁及び都道府県へ通知

管理状況に対する評価

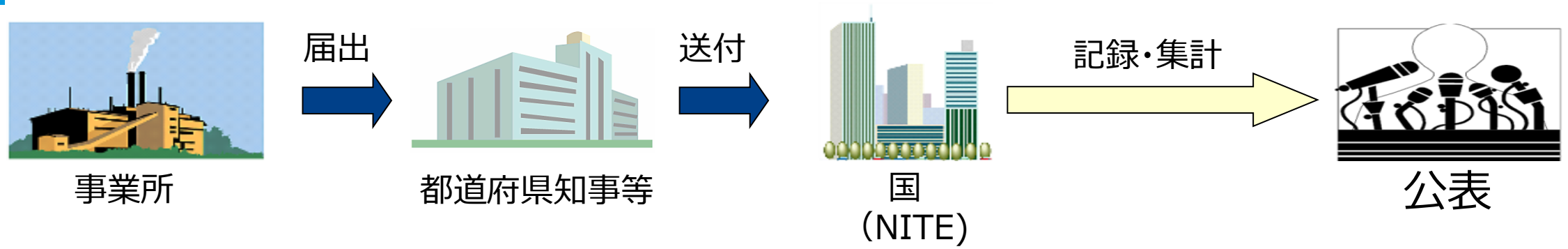
## 国民

化学物質の排出、
管理状況に関する
国民の理解の増進



◎物質別、業種別、地域別等の集計結果を公表
◎個別事業所データの公表

# 日本のPRTR制度




- 把握期間　　前年4月1日から1年間
- 届出期間　　4月1日から6月30日まで
- 対象物質　　第一種指定化学物質515物質
  （特定第一種指定化学物質23物質含む）
- 届出要件　　届出対象となる条件

①業種　②事業者規模　③年間取扱量又は特別要件施設

※第一種指定化学物質リスト（2021年（令和3年）改正）
https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/pdf/211015class1.pdf

# PRTRにおけるNITEの役割

PRTR制度に基づく届出の集計から公表に至る一連の事業を行う我が国の唯一の機関として、化管法の施行が円滑にできるように、以下のような業務を実施。

PRTR届出の流れ



PRTR対象**事業者**
・排出量等の把握

届出

問合せ



**都道府県等**
・受付
・事業所管大臣へ移送

受理・送付

経済・環境・財務・防衛・
文科・厚労・国交・農水



**事業所管大臣**

・書面届出の電子化
・届出内容確認
・疑義照会等
（一部省庁を除く）

通知

経済産業省
環境省

**法律所管大臣**
・集計結果公表

・届出内容確認
・疑義照会
・記録、集計



公表

nite

**PRTR届出関係業務**

**＊届出・記録・集計用電算機の維持、管理**
・PRTR届出システム、ファイル記録システム（法第8条第1項の規定）、集計システム（法第8条第3項の規定）の開発、改良
・システムの維持管理

**＊届出データの内容確認、電子化**
・事業所管大臣の依頼により届出書の受領、内容確認、電子化、届出内容の疑義照会等を実施

**＊届出データの記録・集計**

**＊公表用資料案の作成**

**化管法の普及啓発活動**

**＊問合わせ対応(電話・メール・チャットボット)**
・届出要件、排出量算出等の技術的サポート
・PRTR届出システム利用のためのサポート
・PRTR届出制度や事務手続についてのサポート

**＊講演会等の開催・講師派遣**
**＊ウェブページによる技術情報提供**

**化管法関連情報の収集解析**
・PRTRデータの利活用の促進
（リスク情報の提供・地図表示用データ提供も含む）
https://www.nite.go.jp/chem/prtr/prtr_katsuyou.html

# 目次

１．化管法の概要
１－１）化管法の全体像
１－２）PRTR制度の概要
１－３）SDS制度の概要

２．PRTR届出に関する留意事項

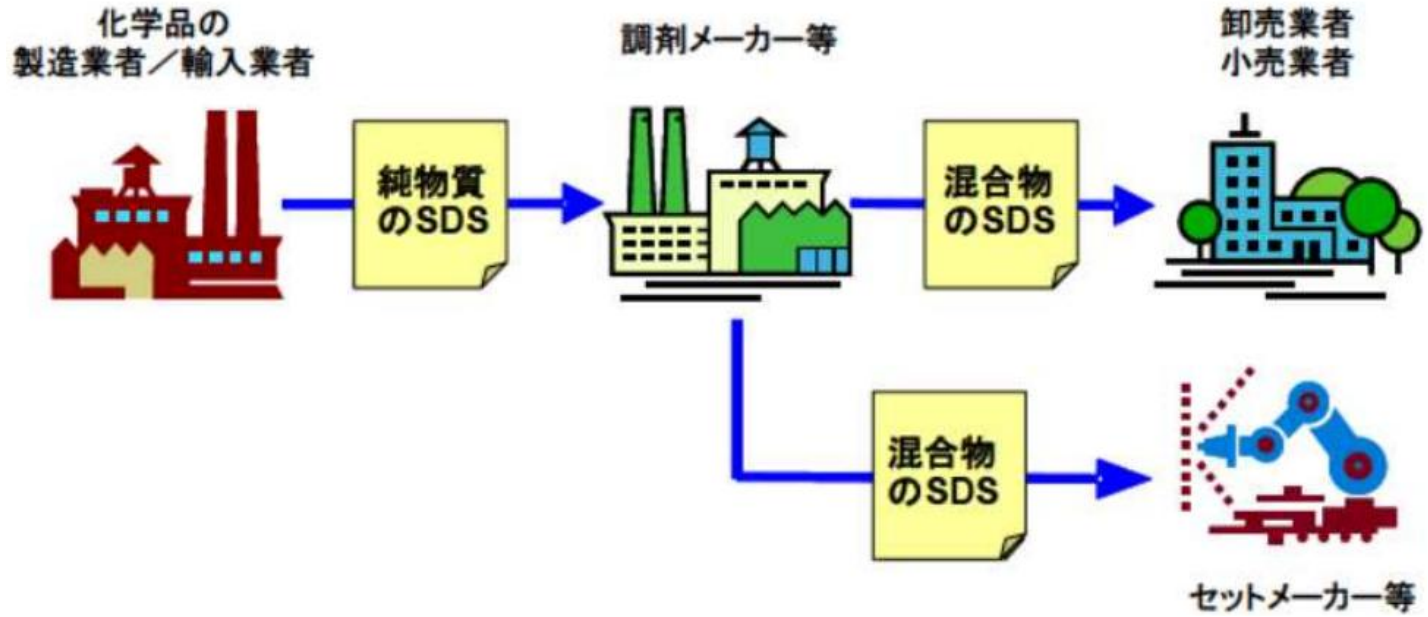
３．排出量等の算出方法

４．サポート体制

# SDS制度の体系

- SDSとは、化学品の安全な取り扱いを確保するために、**化学品の危険有害性等に関する情報を記載した文書**（Safety Data Sheet：安全データシート）
- 事業者間で化学品を取引する時までに提供し、化学品の危険有害性や適切な取り扱い方法に関する情報等を、**供給者側から受け取り側の事業者に伝達するための仕組み**
- 国内では化管法の他、安衛法、毒劇法でSDS制度が導入されている

**SDSの提供フロー**




化管法･安衛法･毒劇法におけるラベル表示・ＳＤＳ提供制度：
https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/information/seminar/GHSpamphlet.pdf

# SDS制度の概要

指定化学物質及び指定化学物質を1質量%以上（特定第一種指定化学物質の場合は0.1質量% 以上）含有する製品を国内において他の事業者に譲渡・提供する事業者が対象

## 化管法におけるSDS対象物質

| 区分 | 物質数 |
|---|---|
| 第一種指定化学物質 | 515物質 |
| 第二種指定化学物質 | 134物質 |

## 提供方法




## SDS制度における「製品」

指定化学物質（第一種、第二種）を１質量%以上（特定第一 種指定化学物質は０．１質量%以上）含み、以下のいずれにも該当しない製品




## （参考）PRTR制度との対象要件の比較

| | 化管法SDS制度 | （参考）PRTR制度 |
|---|---|---|
| 対象業種 | 全ての業種が対象 | 政令で指定する対象業種(24業種) |
| 事業者規模 | 常用雇用者数にかかわらず対象（小規模事業者も対象） | 常用雇用者数21人以上の事業者が対象 |
| 年間取扱量 | 年間取扱量にかかわらず対象 | 1トン以上が対象(特定第一種は0.5トン以上) |

化管法SDS制度（経済産業省）：https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/msds/msds.html

# 目次

１．化管法の概要

２．PRTR届出に関する留意事項
　２－１）PRTR届出の要件
　２－２）PRTR届出事項と届出方法

３．排出量等の算出方法

４．サポート体制

# PRTR対象化学物質

**PRTR届出対象物質**

SDS対象物質

**○第一種指定化学物質：515物質**

**特定第一種指定化学物質：23物質**

・第一種指定化学物質のうち、発がん性、変異原性、生殖毒性について高い有害性が認められる物質、一定以上の**生態毒性**を有する物質で**難分解性かつ高蓄積性を有する物質。**

・対象物質：ｱｾﾄｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ、石綿、ｴﾁﾚﾝｵｷｼﾄﾞ、ｶﾄﾞﾐｳﾑ及びその化合物、六価ｸﾛﾑ化合物、ｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ、3,3'-ｼﾞｸﾛﾛ-4,4'-ｼﾞｱﾐﾉｼﾞﾌｪﾆﾙﾒﾀﾝ、1,2-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾊﾟﾝ、ﾀﾞｲｵｷｼﾝ類、ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ、ﾄﾙｲｼﾞﾝ、ﾆｯｹﾙ化合物、砒素及びその無機化合物、1,3-ﾌﾞﾀｼﾞｴﾝ、2-ﾌﾞﾛﾓﾌﾟﾛﾊﾟﾝ、ﾍﾞﾘﾘｳﾑ及びその化合物、ﾍﾞﾝｼﾞﾘｼﾞﾝ=ﾄﾘｸﾛﾘﾄﾞ、ﾍﾞﾝｾﾞﾝ、ﾍﾟﾝﾀｸﾛﾛﾌｪﾉｰﾙ、ﾎﾟﾘ塩化ﾋﾞﾌｪﾆﾙ、ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ、鉛及びその化合物、ﾋﾞｽ(ﾄﾘﾌﾞﾁﾙｽｽﾞ)=ｵｷｼﾄﾞ

**○第二種指定化学物質：134物質**

**有害性（ハザード）とばく露可能性に着目して選定**

有害性（ハザード）の判断基準

・発がん性　・変異原性
・経口慢性毒性　・吸入慢性毒性
・作業環境許容濃度から得られる吸入慢性毒性
・生殖発生毒性　・感作性
・生態毒性　・オゾン層破壊物質

ばく露可能性

第一種指定化学物質

- 過去10年に、環境モニタリング（「黒本」）の複数地域で検出
- 年間排出量10トン以上、移動量100トン以上（PRTRデータあり）
- 年間排出量推計値10トン以上（PRTRデータなし、化審法用途のみ）
- 製造・輸入量100トン（農薬10トン）以上（〃、化審法用途以外）
- 環境保全施策上必要な物質※

第二種指定化学物質

- 過去10年に、環境モニタリング（「黒本」）の１地域で検出
- 年間排出量1トン以上、移動量10トン以上
- 年間排出量推計値、製造・輸入量1トン以上（PRTRデータなし）

※ばく露性の基準を考慮せず、有害性基準に該当し自主管理が必要な物質

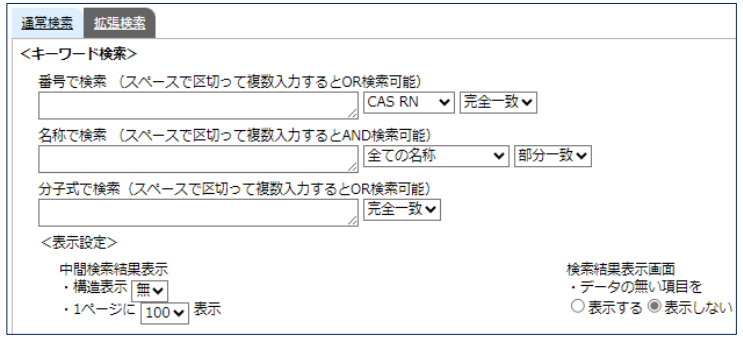
# PRTR対象化学物質の確認方法

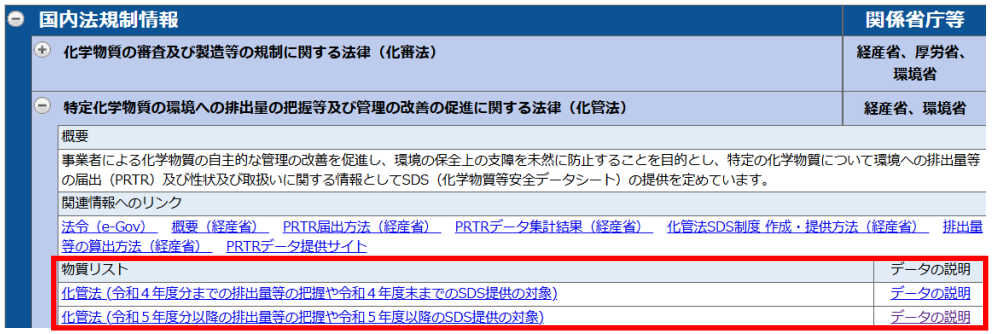
- 対象化学物質に該当するかの確認は、NITE-CHRIPが便利
- 化学物質、法規制、どちらからも調べることが可能

**CAS登録番号**や**化学物質名称**等から調べる場合はこちらをクリック




**法律名**等から調べる場合はこちらをクリック




※ 個別の例示物質について、確認済みのもののみを収載しており、全てが網羅されているわけではありません。

NITE-CHRIP：https://www.chem-info.nite.go.jp/chem/chrip/chrip_search/systemTop

# PRTR届出の要件

前年度、①～③の要件**すべて**に該当する事業者は届出が必要

**事業者単位**

**① 対象業種：24業種**

- 政令で指定している24業種に該当

（金属鉱業、原油・天然ガス鉱業、製造業、電気業、ガス業、熱供給業、下水道業、倉庫業、石油卸売業、燃料小売業、自動車整備業、一般廃棄物処理業、医療業・・・）

※事業者が対象業種に該当しても、対象業種に該当する事業を営んでいない事業所は届出不要

**② 事業者規模：常用雇用者数21人以上**

事業「所」ではなく事業「者」の人数であることに注意

**事業所単位**

**③ A 年間取扱量：1トン以上の事業所**

**（特定第一種指定化学物質は0.5トン以上）**

「排出量」ではなく「取扱量」であること、「製品」ごとではなく「物質」ごとであることに注意

**又は**

**B 特別要件施設：特別要件施設を設置している事業所**

（下水道終末処理施設、一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設、ダイオキシン類対策特別措置法により規定される特定施設、鉱山保安法により規定される建設物等施設）

# 対象業種一覧

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 金属鉱業 | | 4 | 電気業 | 20 | 一般廃棄物処理業<br>(ごみ処分業に限る。) |
| 2 | 原油及び天然ガス鉱業 | | 5 | ガス業 | | |
| 3 | 製造業 | | 6 | 熱供給業 | 21 | 産業廃棄物処分業<br>(特別管理産業廃棄物処分業を含む。) |
| | a | 食料品製造業 | 7 | 下水道業 | | |
| | b | 飲料・たばこ・飼料製造業 | 8 | 鉄道業 | | |
| | c | 繊維工業 | 9 | 倉庫業(農作物を保管する場合又は貯蔵タンクにより気体又は液体を貯蔵する場合に限る。) | 22 | 医療業 |
| | d | 衣服・その他の繊維製品製造業 | | | 23 | 高等教育機関<br>(付属施設を含み、人文科学のみに係るものを除く。) |
| | e | 木材・木製品製造業 | | | | |
| | f | 家具・装備品製造業 | 10 | 石油卸売業 | | |
| | g | パルプ・紙・紙加工品製造業 | 11 | 鉄スクラップ卸売業<br>(自動車用エアコンディショナーに封入された物質を回収し、又は自動車の車体に装着された自動車用エアコンディショナーを取り外すものに限る。) | 24 | 自然科学研究所 |
| | h | 出版・印刷・同関連産業 | | | | |
| | i | 化学工業 | | | | |
| | j | 石油製品・石炭製品製造業 | | | | |
| | k | プラスチック製品製造業 | | | | |
| | l | ゴム製品製造業 | 12 | 自動車卸売業<br>(自動車用エアコンディショナーに封入された物質を取り扱うものに限る。) | | |
| | m | なめし革・同製品・毛皮製造業 | | | | |
| | n | 窯業・土石製品製造業 | | | | |
| | o | 鉄鋼業 | | | | |
| | p | 非鉄金属製造業 | 13 | 燃料小売業 | | |
| | q | 金属製品製造業 | 14 | 洗濯業 | | |
| | r | 一般機械器具製造業 | 15 | 写真業 | | |
| | s | 電気機械器具製造業 | 16 | 自動車整備業 | | |
| | t | 輸送用機械器具製造業 | 17 | 機械修理業 | | |
| | u | 精密機械器具製造業 | 18 | 商品検査業 | | |
| | v | 武器製造業 | 19 | 計量証明業<br>(一般計量証明業を除く。) | | |
| | w | その他の製造業 | | | | |

PRTR制度 対象事業者（経済産業省）：
https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/3.html

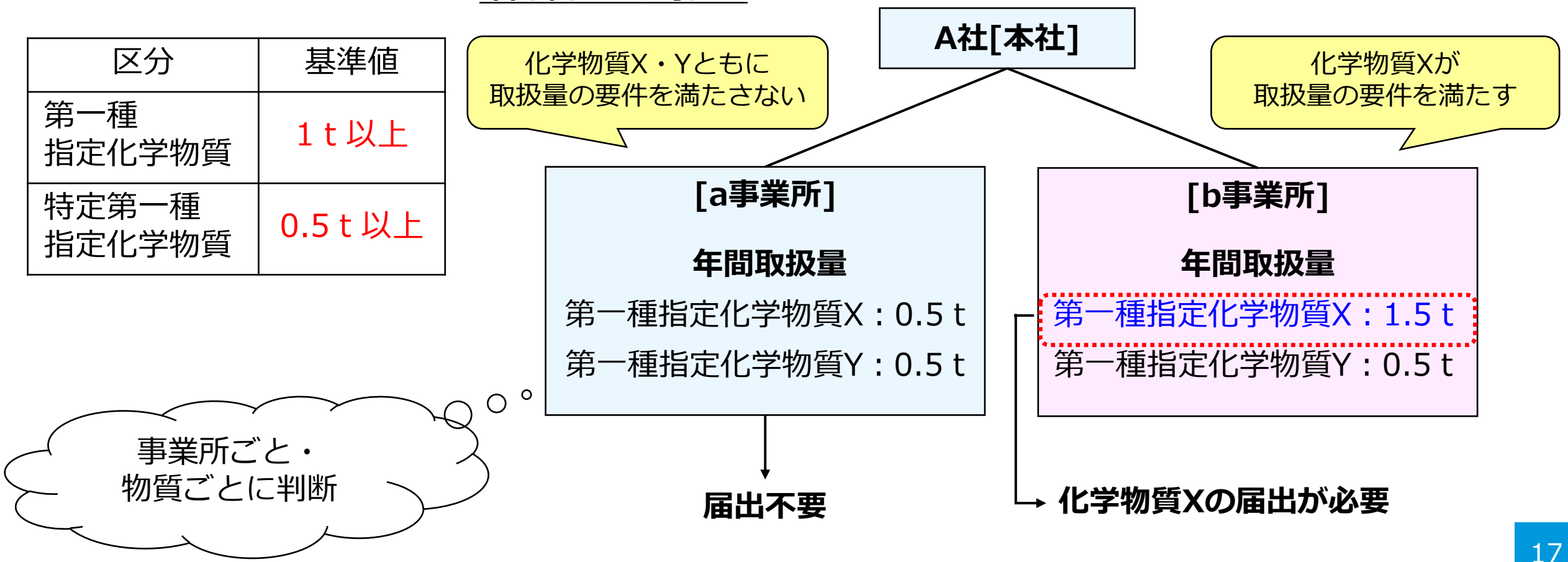
# 年間取扱量の考え方

年間取扱量は、事業所毎・PRTR対象物質毎の、年間の「製造量」「使用量」「その他の取扱量」の合計値

**年間取扱量の要件**

| 区分 | 基準値 |
|---|---|
| 第一種<br>指定化学物質 | 1ｔ以上 |
| 特定第一種<br>指定化学物質 | 0.5ｔ以上 |

**年間取扱量の考え方**



# 例外的に使用量の把握をしなくてもよい製品

以下に示すものは、例外的に使用量把握の対象外

- **対象化学物質の含有量が１%未満**（特定第一種指定化学物質の場合は0.1%未満）**の製品**
- 事業者による**取扱いの過程において固体以外の状態にならず、かつ、粉状又は粒状にならない製品**
- 指定化学物質が**密封された状態**で取り扱われる製品
- 主として**一般消費者の生活用の製品**
- **再生資源**




PRTR制度 対象化学物質（経済産業省）：https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/2.html

# 特別要件施設

・特別要件施設を設置している事業所としての届出には、第一種指定化学物質の**年間取扱量1t以上（※）の基準は適用されない。**
・特別要件施設に該当する施設は、**鉱山保安法**、**廃棄物の処理及び清掃に関する法律**、**ダイオキシン類対策特別措置法**の各法令で規定。

（※）特定第一種指定化学物質の場合は0.5t以上

| 対象事業者 | 特別要件施設 | 施設の例 |
|---|---|---|
| 金属鉱業又は原油及び天然ガス鉱業を営む事業者 | 鉱山保安法第 13 条第 1 項に規定する建設物、工作物その他の施設 | ・鉱煙発生施設<br>・粉じん発生施設又は石綿粉じん発生施設<br>・坑廃水処理施設<br>・廃棄物焼却炉<br>・製錬場　など |
| 下水道業を営む事業者 | 下水道終末処理施設 | ・下水道終末処理施設 |
| ごみ処分業又は産業廃棄物処分業を営む事業者 | 廃清法第 8 条第 1 項に規定する一般廃棄物処理施設 | ・1日5トン以上のごみ処理施設<br>・一般廃棄物最終処分場 |
| | 同法第 15 条第 1 項に規定する産業廃棄物処理施設 | ・1日10m$^3$を超える汚泥の脱水施設<br>・1日10m$^3$を超える廃油の油水分離施設<br>・1日5トンを超える廃プラスチック類の破砕施設<br>・1 日50m$^3$を超える廃酸又は廃アルカリの中和施設<br>・水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設<br>・産業廃棄物最終処分場　など |
| いずれかの対象業種を営む事業者 | ダイオキシン類対策特別措置法第 2 条第 2 項に規定する特定施設 | ・ダイオキシン類を大気中に排出する施設<br>・ダイオキシン類を含む汚水又は廃液を排出する施設 |

事業者が主体的に第一種指定化学物質を取り扱っていない、又は、これを含むものを取り扱っているとの認識がない。

PRTR排出量等算出マニュアル 第5.3版：https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/PRTRmunyuaru_r8.html

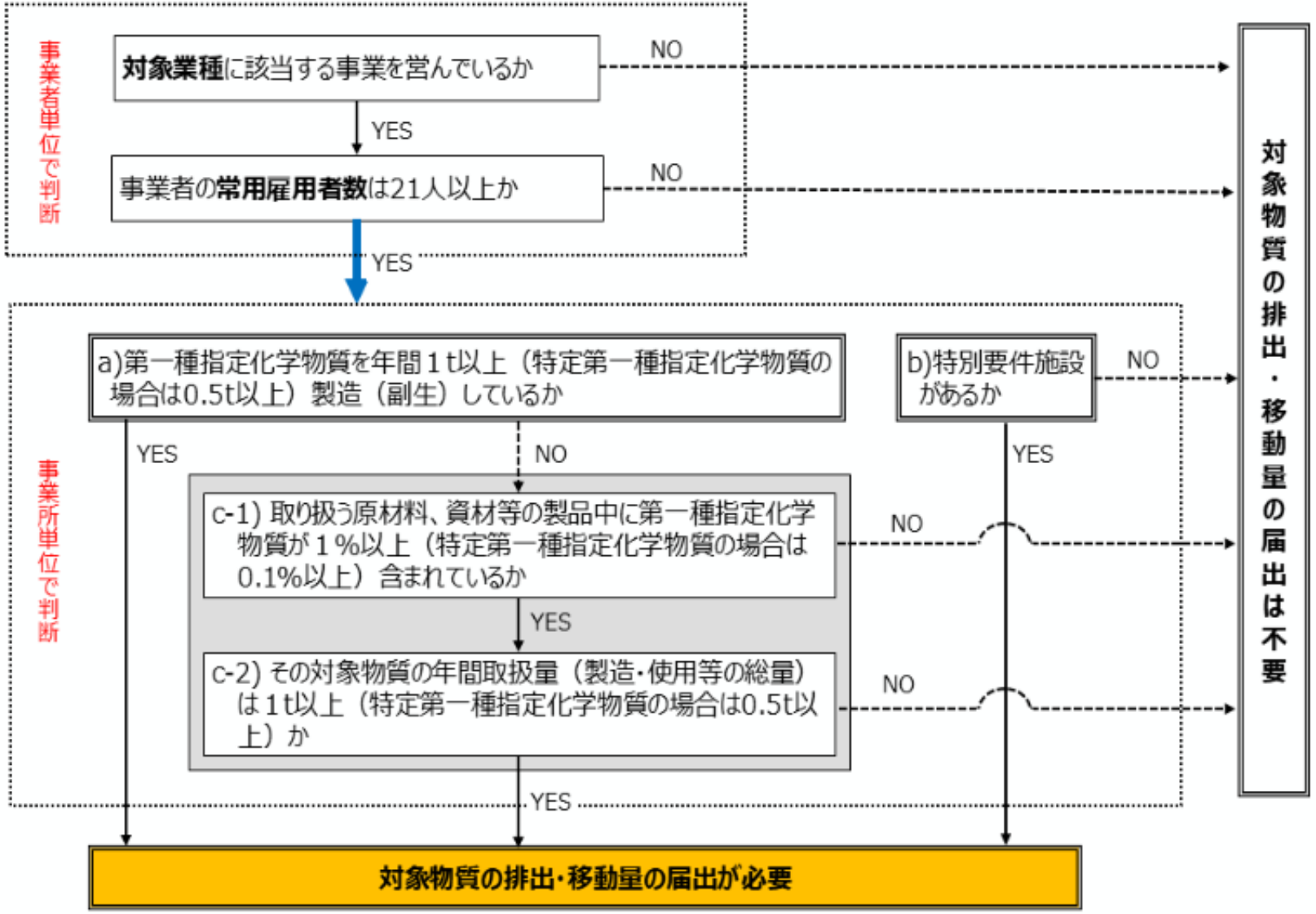
# 特別要件施設における届出物質

届出対象物質は、特別要件施設から排出される**排ガス・排水等に含まれる他法令に基づく測定の対象物質**(水濁法又は廃掃法の排水基準項目のうちPRTR対象物質に該当する物質、ダイオキシン類、大気汚染防止法により測定の義務が課された水銀及びその化合物 等)。

| 特別要件施設 | 把握対象 | 届出対象物質 |
|---|---|---|
| 鉱山保安法に規定する建設物、工作物その他の施設 | • 鉱煙発生施設からのばい煙又は鉱煙 | カドミウム及びその化合物、鉛及びその化合物 |
| | • 施設からの坑水又は鉱水 | 水濁法の排水基準項目の30物質のうち、鉱山保安法の基準に適合するために測定している物質 |
| 下水道終末処理施設 | • 公共下水道又は流域下水道からの放流水 | 水濁法の排水基準項目のうち、測定対象の30物質 |
| | • 大防法の水銀排出施設からの排ガス | 水銀及びその化合物 |
| 一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設 | • 最終処分場からの放流水<br>• 水濁法の特定施設からの排水 | 水濁法又は廃掃法の排水基準項目のうち、30物質 |
| | • 大防法の水銀排出施設からの排ガス | 水銀及びその化合物 |
| ダイオキシン類対策特別措置に規定する特定施設 | • 特定施設からの排ガス、排出水、下水道への排出水、ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻<br>• 最終処分場からの放流水 | ダイオキシン類 |

PRTR排出量等算出マニュアル 第5.3版：https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/PRTRmunyuaru_r8.html

# PRTR届出対象事業者の判定フロー




判定フローのHP：https://www.nite.go.jp/chem/prtr/judg.html

# 目次

１．化管法の概要

２．PRTR届出に関する留意事項
２－１）PRTR届出の要件
２－２）PRTR届出事項と届出方法

３．排出量等の算出方法

４．サポート体制

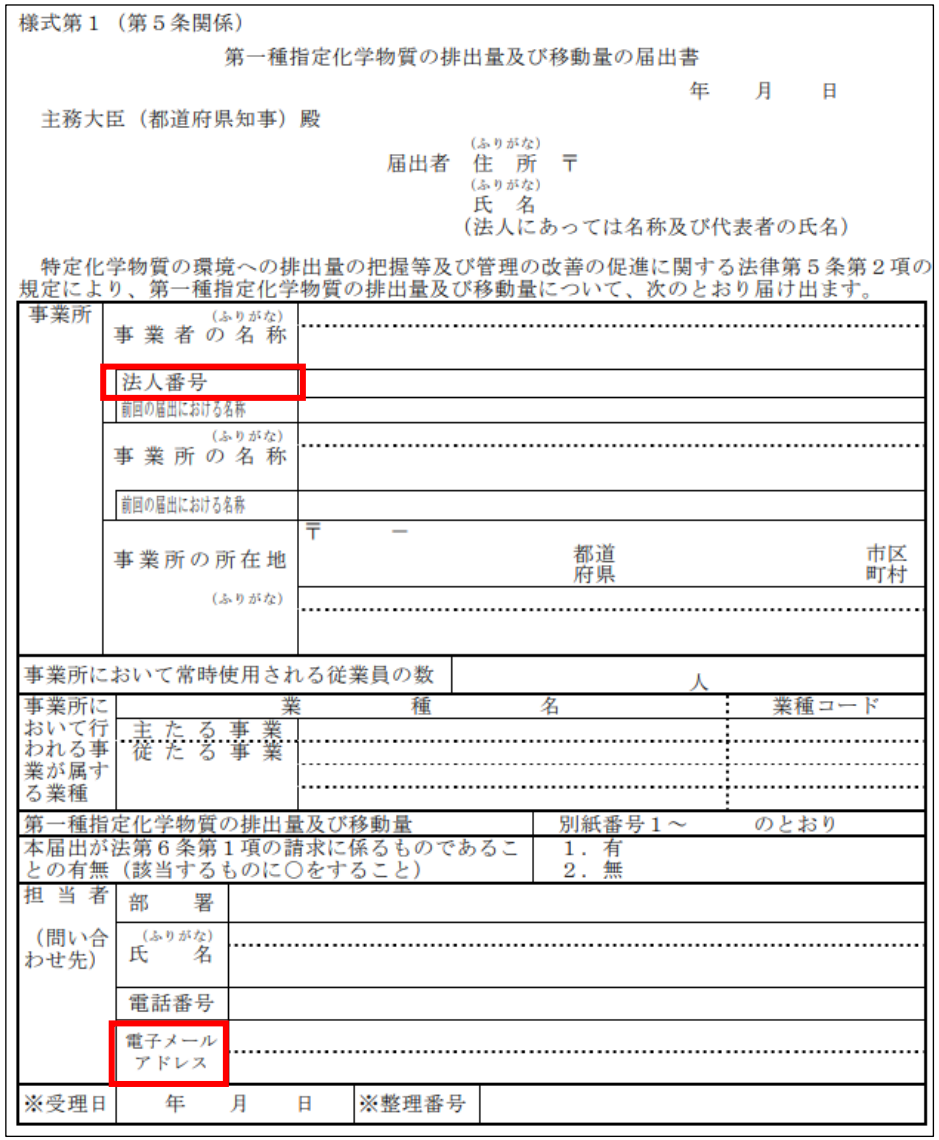
# 届出事項 ～本紙～

○事業所毎の届出事項
- 事業者の名称
- **法人番号**
- 事業所の名称
- 事業所の所在地
- 事業所において常時使用される従業員の数
- 事業所において行われる事業が属する業種
- **電子メールアドレス**

**令和６（2024）年度届出から追加**

○ 法人番号
国税庁の法人番号公表サイトで検索可能
https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/

○ 担当者の電子メールアドレス
行政側からの連絡を受け取るために必要



様式第１（第５条関係）

第一種指定化学物質の排出量及び移動量の届出書

年　月　日

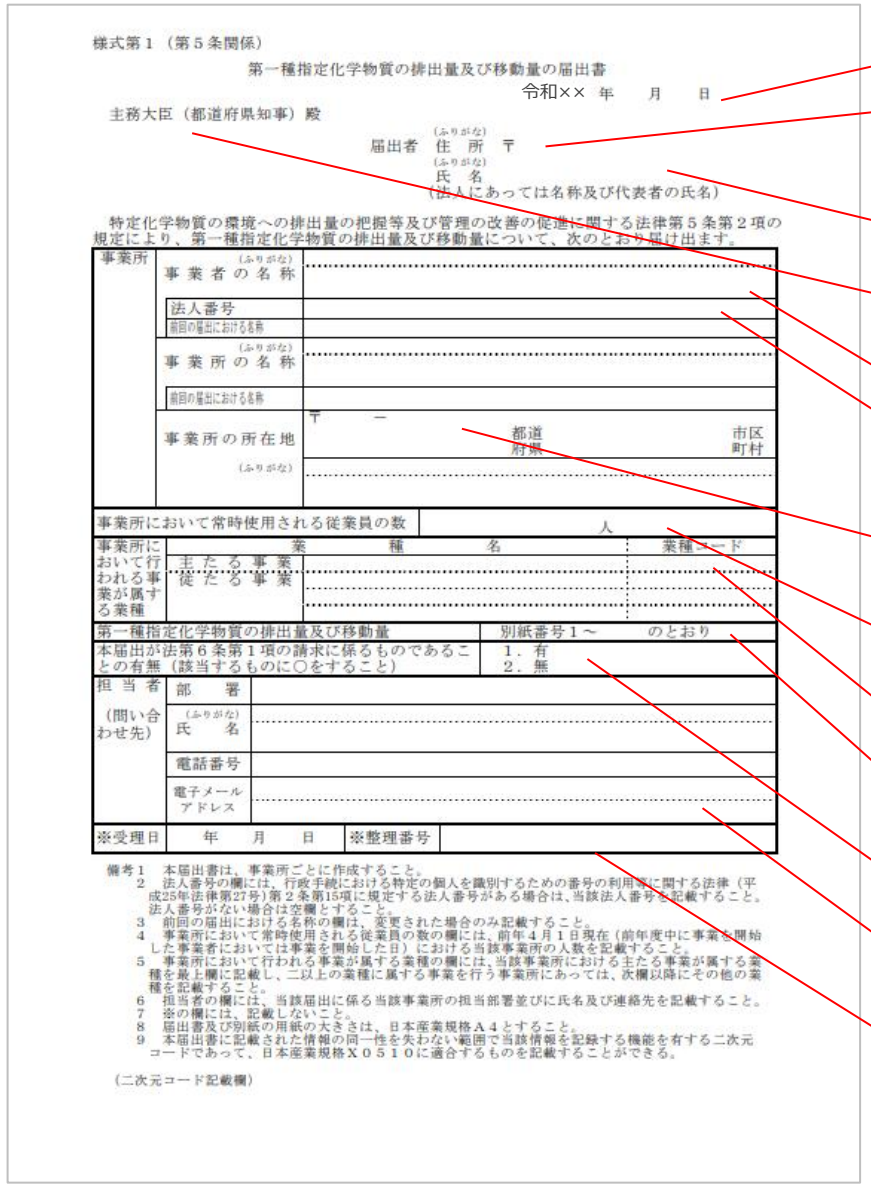
主務大臣（都道府県知事）殿

届出者　住所（ふりがな）　〒
氏名（ふりがな）
（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第５条第２項の規定により、第一種指定化学物質の排出量及び移動量について、次のとおり届け出ます。

| | | |
|---|---|---|
| 事業所 | 事業者の名称（ふりがな） | |
| | 法人番号 | |
| | 前回の届出における名称 | |
| | 事業所の名称（ふりがな） | |
| | 前回の届出における名称 | |
| | 事業所の所在地 | 〒　－　都道府県　市区町村 |
| | （ふりがな） | |
| 事業所において常時使用される従業員の数 | | 人 |
| 事業所において行われる事業が属する業種 | | 業種名 / 業種コード |
| | 主たる事業 | |
| | 従たる事業 | |
| 第一種指定化学物質の排出量及び移動量 | | 別紙番号１～　のとおり |
| 本届出が法第６条第１項の請求に係るものであることの有無（該当するものに○をすること） | | １．有　２．無 |
| 担当者（問い合わせ先） | 部署 | |
| | 氏名（ふりがな） | |
| | 電話番号 | |
| | 電子メールアドレス | |
| ※受理日 | 年　月　日 | ※整理番号 |

# 本紙における間違い例



様式第１（第５条関係）

第一種指定化学物質の排出量及び移動量の届出書

令和××　年　月　日

主務大臣（都道府県知事）殿

届出者　住所（ふりがな）　〒

氏名（ふりがな）

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第５条第２項の規定により、第一種指定化学物質の排出量及び移動量について、次のとおり届出ます。

| | | |
|---|---|---|
| 事業所 | 事業者の名称（ふりがな） | |
| | 法人番号 | |
| | 前回の届出における名称 | |
| | 事業所の名称（ふりがな） | |
| | 前回の届出における名称 | |
| | 事業所の所在地 | 〒　－　都道府県　市区町村　（ふりがな） |
| 事業所において常時使用される従業員の数 | | 人 |
| 事業所において行われる事業が属する業種 | 主たる事業 | 業種名　業種コード |
| | 従たる事業 | |
| 第一種指定化学物質の排出量及び移動量 | | 別紙番号１～　のとおり |
| 本届出が法第６条第１項の請求に係るものであることの有無（該当するものに○をすること） | | １．有　２．無 |
| 担当者（問い合わせ先） | 部署 | |
| | 氏名（ふりがな） | |
| | 電話番号 | |
| | 電子メールアドレス | |
| ※受理日 | 年　月　日 | ※整理番号 |

備考１　本届出書は、事業所ごとに作成すること。
２　法人番号の欄には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第15項に規定する法人番号がある場合は、当該法人番号を記載すること。法人番号がない場合は空欄とすること。
３　前回の届出における名称の欄は、変更された場合のみ記載すること。
４　事業所において常時使用される従業員の数の欄には、前年４月１日現在（前年度中に事業を開始した事業者においては事業を開始した日）における当該事業所の人数を記載すること。
５　事業所において行われる事業が属する業種の欄には、当該事業所における主たる事業が属する業種を最上欄に記載し、二以上の業種に属する事業を行う事業所にあっては、次欄以降にその他の業種を記載すること。
６　担当者の欄には、当該届出に係る当該事業所の担当部署並びに氏名及び連絡先を記載すること。
７　※の欄には、記載しないこと。
８　届出書及び別紙の用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
９　本届出書に記載された情報の同一性を失わない範囲で当該情報を記録する機能を有する二次元コードであって、日本産業規格Ｘ０５１０に適合するものを記載することができる。

（二次元コード記載欄）

**事業者と事業所の区別が重要**

- 提出日　：　空欄になっている場合がある
- 届出者住所　：　事業所の住所を記載している
  ※大口郵便番号は使用できない
  （主に＊＊＊－ 85 ＊＊の番号）
- 届出者名称　：　事業所の名称を記載している
- 届出先大臣　：業種に対応した大臣になっていない
  （業種により大臣が異なる）
- 事業者名称　：　事業所の名称を記載している
- 法人番号：空欄になっている場合がある
- 郵便番号：　大口郵便番号は使用できない
  （主に＊＊＊－85＊＊の番号）
- 従業員数　：　空欄になっている場合がある
  （事業者全体の従業員数ではない）
- 業種コード　：　業種名と業種コードが対応していない
- 別紙枚数　：　別紙の枚数（物質数）と一致しない
- 法第６条請求　：6条請求の承認を得ずに「有」に○をつけている
- メールアドレス：空欄になっている場合がある
- 受理日、整理番号の記載は不要（自治体が記載）

**空欄等の不備がないことを提出前に確認すること**

# 届出事項 ～別紙～

○第一種指定化学物質ごとの届出事項（別紙）

【化学物質の情報】

- 第一種指定化学物質の名称
- 第一種指定化学物質の**管理番号**

【排出量】

- 大気への排出
- 公共用水域への排出
- 当該事業所における土壌への排出（当該事業所における埋立処分を除く。）
- 当該事業所における埋立処分

【移動量】

- 下水道への移動
- 当該事業所の外への移動（下水道への移動を除く。）

**令和６（2024）年度届出から変更**

○ 管理番号の導入

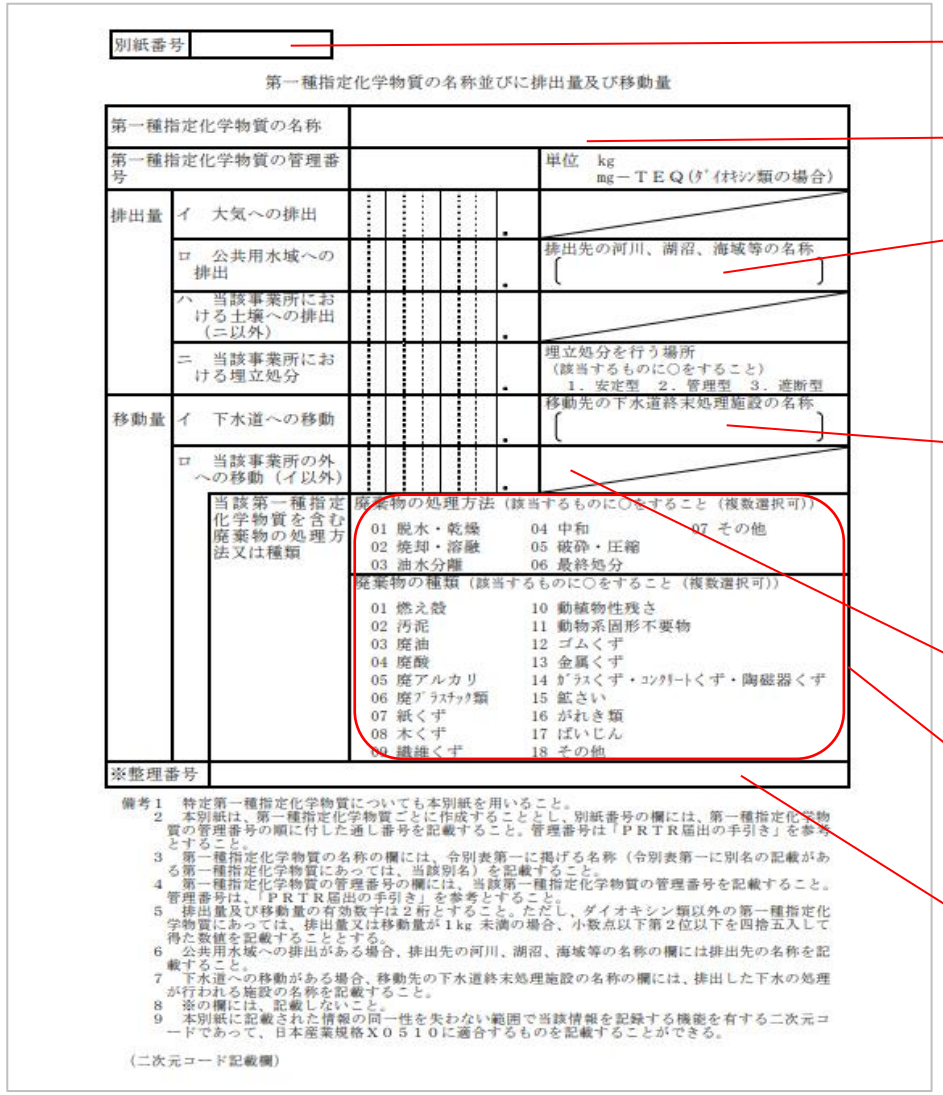
別紙番号

第一種指定化学物質の名称並びに排出量及び移動量

| | | | |
|---|---|---|---|
| 第一種指定化学物質の名称 | | | |
| 第一種指定化学物質の管理番号 | | | 単位　kg<br>mg－ＴＥＱ（ﾀﾞｲｵｷｼﾝ類の場合） |
| 排出量 | イ　大気への排出 | | |
| | ロ　公共用水域への排出 | | 排出先の河川、湖沼、海域等の名称<br>〔　　〕 |
| | ハ　当該事業所における土壌への排出（ニ以外） | | |
| | ニ　当該事業所における埋立処分 | | 埋立処分を行う場所<br>（該当するものに○をすること）<br>１．安定型　２．管理型　３．遮断型 |
| 移動量 | イ　下水道への移動 | | 移動先の下水道終末処理施設の名称<br>〔　　〕 |
| | ロ　当該事業所の外への移動（イ以外） | | |
| | 当該第一種指定化学物質を含む廃棄物の処理方法又は種類 | 廃棄物の処理方法（該当するものに○をすること（複数選択可））<br>01 脱水・乾燥　04 中和　07 その他<br>02 焼却・溶融　05 破砕・圧縮<br>03 油水分離　06 最終処分 | |
| | | 廃棄物の種類（該当するものに○をすること（複数選択可））<br>01 燃え殻　10 動植物性残さ<br>02 汚泥　11 動物系固形不要物<br>03 廃油　12 ゴムくず<br>04 廃酸　13 金属くず<br>05 廃アルカリ　14 ｶﾞﾗｽくず・ｺﾝｸﾘｰﾄくず・陶磁器くず<br>06 廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ類　15 鉱さい<br>07 紙くず　16 がれき類<br>08 木くず　17 ばいじん<br>09 繊維くず　18 その他 | |
| ※整理番号 | | | |

# 別紙における間違い例

●特別要件施設を除き、**年間取扱量**が１トン（特定第一種指定化学物質は0.5トン）未満の物質は届出不要



別紙番号

第一種指定化学物質の名称並びに排出量及び移動量

| | | | |
|---|---|---|---|
| 第一種指定化学物質の名称 | | | |
| 第一種指定化学物質の管理番号 | | | 単位　kg<br>mg－ＴＥＱ（ﾀﾞｲｵｷｼﾝ類の場合） |
| 排出量 | イ　大気への排出 | | |
| | ロ　公共用水域への排出 | | 排出先の河川、湖沼、海域等の名称 |
| | ハ　当該事業所における土壌への排出（ニ以外） | | |
| | ニ　当該事業所における埋立処分 | | 埋立処分を行う場所<br>（該当するものに○をすること）<br>１．安定型　２．管理型　３．遮断型 |
| 移動量 | イ　下水道への移動 | | 移動先の下水道終末処理施設の名称 |
| | ロ　当該事業所の外への移動（イ以外） | | |
| | 当該第一種指定化学物質を含む廃棄物の処理方法又は種類 | | 廃棄物の処理方法（該当するものに○をすること（複数選択可））<br>01 脱水・乾燥　04 中和　07 その他<br>02 焼却・溶融　05 破砕・圧縮<br>03 油水分離　06 最終処分<br>廃棄物の種類（該当するものに○をすること（複数選択可））<br>01 燃え殻　10 動植物性残さ<br>02 汚泥　11 動物系固形不要物<br>03 廃油　12 ゴムくず<br>04 廃酸　13 金属くず<br>05 廃アルカリ　14 ｶﾞﾗｽくず・ｺﾝｸﾘｰﾄくず・陶磁器くず<br>06 廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ類　15 鉱さい<br>07 紙くず　16 がれき類<br>08 木くず　17 ばいじん<br>09 繊維くず　18 その他 |
| ※整理番号 | | | |

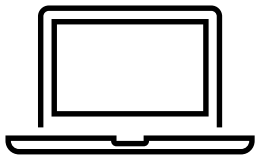
備考１　特定第一種指定化学物質についても本別紙を用いること。
２　本別紙は、第一種指定化学物質ごとに作成することとし、別紙番号の欄には、第一種指定化学物質の管理番号の順に付した通し番号を記載すること。管理番号は「ＰＲＴＲ届出の手引き」を参考とすること。
３　第一種指定化学物質の名称の欄には、令別表第一に掲げる名称（令別表第一に別名の記載がある第一種指定化学物質にあっては、当該別名）を記載すること。
４　第一種指定化学物質の管理番号の欄には、当該第一種指定化学物質の管理番号を記載すること。管理番号は、「ＰＲＴＲ届出の手引き」を参考とすること。
５　排出量及び移動量の有効数字は２桁とすること。ただし、ダイオキシン類以外の第一種指定化学物質にあっては、排出量又は移動量が１kg 未満の場合、小数点以下第２位以下を四捨五入して得た数値を記載することとする。
６　公共用水域への排出がある場合、排出先の河川、湖沼、海域等の名称の欄には排出先の名称を記載すること。
７　下水道への移動がある場合、移動先の下水道終末処理施設の名称の欄には、排出した下水の処理が行われる施設の名称を記載すること。
８　※の欄には、記載しないこと。
９　本別紙に記載された情報の同一性を失わない範囲で当該情報を記録する機能を有する二次元コードであって、日本産業規格Ｘ０５１０に適合するものを記載することができる。

（二次元コード記載欄）

- 別紙番号：対象物質の管理番号の順番になっていない
- 物質名称、管理番号：名称と番号が対応していない
- 公共用水域への排出量が「0.0」以外の場合、排出先の名称が空欄又はリストにない河川名を記載している
  ※公共用水域の名称（リスト）
  https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/kokyoyosui/kokyoyosuiiki.html
- 下水道への移動量が「0.0」以外の場合、移動先の名称が空欄又はリストにない名称を記載している
  ※下水道終末処理施設の名称（リスト）
  https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/gesuidou_syuumatsu_syori_shisetsu/gesuidou_syuumatsu_syori_shisetsu.html
- 製品等を廃棄物として移動量に含んでしまっている
  ※製品等は、廃棄物としての移動量に含まない
- 廃棄物移動量が「0.0」以外の場合、廃棄物の処理方法又は廃棄物の種類のいずれにも○が記載されていない
- 整理番号欄を埋めてしまっている（自治体が記載）

# 届出方法

**電子届出**

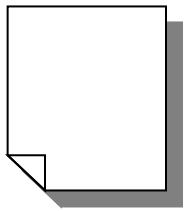


**PRTR届出システム上で届出**

**磁気届出**

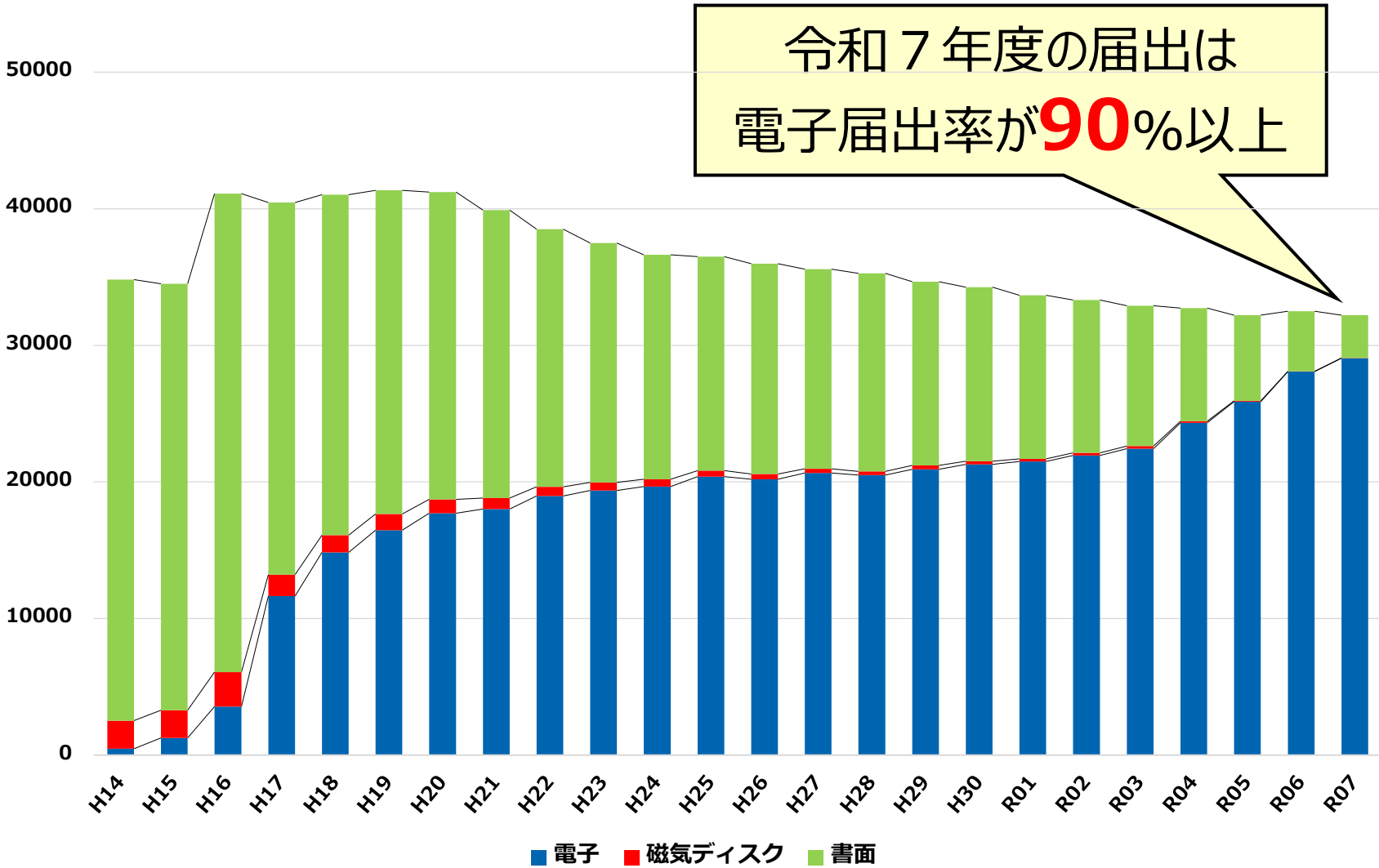


**書面届出**



都道府県等の窓口へ持参または、郵送で提出

## 届出方法別届出件数の経年変化



# 電子届出のメリット

| 処理 | 電子届出 | 書面届出 |
|---|---|---|
| 届出書作成 | **基本情報は登録済**<br>**入力補助＆ミス防止機能つき**<br>**燃料小売業者向けの排出量算出** | 手書き（or word等）<br>PRTR届出作成支援システム<br>※ PRTR届出作成支援システムは2027年度以降に廃止され、利用できなくなる可能性があります。 |
| 届出書印刷 | **不要**（印刷は可能） | 必要 |
| 提出方法 | **届出システムからボタンをクリック！** | 郵送（切手必要）<br>都道府県等の窓口へ持参 |
| 照会 | **少ない** | 多い<br>※形式的な入力ミス |
| 照会への対応 | **届出システムで回答**<br>**※都合のよい時間に回答可能** | 電話やメール等で回答 |
| 変更届出 | **届出システムから作成･提出** | 郵送（切手必要）<br>都道府県等の窓口へ持参 |
| 過去の届出と比較 | **過去の届出データ（電子届出のみ）と比較可能** | 毎年コピー（紙）保管なら比較可 |

# 届出システムの機能

排出量等の電子届出（インターネット方式）

電子届出は、以下のログインボタンからPRTR届
※法人番号は 国税庁 法人番号公表サイト で検索

ログイン

**NITE HPから届出システムへログイン**
https://www.nite.go.jp/chem/prtr/dtp.html

【届出作成画面（本紙）】

入力内容確認画面へ | 一時保存 | 新XML出力 | 旧XML出力 | 印刷 | 保存しない（キャンセル）

XMLファイル： ファイルの選択 ファイルが選択されていません 読込

表示色説明
確認事項あり

様式第１（第５条関係）第一種指定化学物質の排出量及び移動量の届出書 入力例

| | | |
|---|---|---|
| 提出日 | 2024 年 12 月 05 日 | 【必須】 |
| 届出先 | 経済産業大臣 | 殿 【必須】 |
| 提出先 | 川越市長 | 殿 【必須】 |

<届出者>

| | | |
|---|---|---|
| （ふりがな）住所 | 郵便番号 | 〒 104 － 0032 （半角数字）【必須】 住所検索<br>※郵便番号は半角数字<br>（大口事業者の個別郵 |
| | （ふりがな） | とうきょうと |
| | 都道府県名 | 東京都 【必須】 |
| | （ふりがな） | ちゅうおうく （全角かな）【必須】 |

※本項目（「前回の届出における名称」は除く。）は把握対象年度の４／１時点の情報を入力してください。
※変更があった場合は事前に「電子情報処理組織変更届出」が必要となります。

<事業所の概要>

| | | |
|---|---|---|
| | （ふりがな） | えーかぶしきがいしゃ （全角かな）【必須】 |
| | 事業者の名称 （前年４／１時点） | Ａ株式会社 （全角）【必須】 |
| | 法人番号 （前年４／１時点） | 7410002005998 （全角）【必須】<br>※未入力の場合は確認事項の入力が必須となります。 |
| | 前回の届出における名称 | （全角） |
| | （ふりがな） | えーにじぎょうしょ （全角かな）【必須】 |
| | 事業所の名称 （前年４／１時点） | Ａ２事業所 （全角）【必須】 |
| | 前回の届出における名称 | （全角） |
| 事業所 | 所在地 （前年４／１時点） 郵便番号 | 〒 350 － 0853 （半角数字）【必須】 住所検索<br>※郵便番号は半角数字。その地区で通常用いられるものに限ります。<br>（大口事業者の個別郵便番号は使用できません。） |
| | （ふりがな） | さいたまけん かわごえし<br>しろしたまち （全角かな）【必須】 |

**使用届出で登録した情報（届出者情報や事業所情報）は、入力済み**

【届出作成画面（別紙）】

第一種指定化学物質の名称並びに排出量及び移動量

別紙追加 | 燃料小売業者向けの排出量算出

・別紙番号: 001 管理番号: 005 アクリル酸２－（ジメチルアミノ）エチル 変更 別紙削除

ページの先頭へ | ページの最後へ | 前の別紙へ | 次の

| | |
|---|---|
| 別紙番号 | 001 |

<第一種指定化学物質の名称並びに管理番号>

| | |
|---|---|
| 第一種指定化学物質の名称 | アクリル酸２－ |
| 第一種指定化学物質の管理番号 | 005 |

<排出量>

| | |
|---|---|
| イ 大気への排出 | 1.0 |
| ロ 公共用水域への排出 | 2.0 |
| ハ 当該事業所における土壌への排出（ニ以外） | 1.0 |

**燃料小売業者においては、油種別の受入量等を入力するだけで排出量を算出可能**

| 油種 | 受入時 ※単位は キロリットル です 受入量 （kl/年度） | ベーパー回収設備 | 給油時 ※単位は キロリットル です 給油量 （kl/年度） | ベーパー回収設備 |
|---|---|---|---|---|
| プレミアムガソリン | 10 kl/年度 | ○ 有 ● 無 | 10 kl/年度 | ○ 有 ● 無 |
| レギュラーガソリン | 5 kl/年度 | ● 有 ○ 無 | 5 kl/年度 | ● 有 ○ 無 |
| 灯油 | 30 kl/年度 | ○ 有 ● 無 | 30 kl/年度 | |

排出量を算出する | 入力情報をクリア | キャンセル

・APL.E2215:廃棄物の事業所外への移動量を入力した場合は、廃棄物の処理方法又は廃棄物の種類を1個以上選択してください。

| | | |
|---|---|---|
| ロ 当該事業所の外への移動（イ以外） | 10 （半角数字） | |
| 当該第一種指定化学物質を含む廃棄物の処理方法又は種類 | 廃棄物の処理方法（複数選択可） | □ 01 脱水・乾燥 □ 02 焼却・溶融 □ 03 油水分離 |
| | 廃棄物の種類（複数選択可） | □ 01 燃え殻 □ 02 汚泥 □ 03 廃油 □ 04 廃酸 □ 05 廃アルカリ □ 06 廃プラスチック類 □ 07 紙くず □ 08 木くず □ 09 繊維くず<br>□ 10 動植物性残さ □ 11 動物系固形不要物 □ 12 ゴムくず □ 13 金属くず □ 14 ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず □ 15 鉱さい □ 16 がれき類 □ 17 ばいじん □ 18 その他 |

**届出内容に不備がある場合、画面遷移せずに、本紙入力画面上部にエラーメッセージが表示**

**昨年度の届出と比較し疑義があった場合、確認画面が表示**

問題なし | 画面上で修正 | 一時保存

別紙番号：001 大気への排出 ：『9902：同物質の昨年度の排出量・移動量より大幅に増加しています。単位換算に間違いがないか念のためご確認ください。』

| | |
|---|---|
| 確認事項へのコメント（事業者） | |

# 目次

１．化管法の概要

２．PRTR届出に関する留意事項

３．排出量等の算出方法
　３－１）排出量等の算出の概要
　３－２）排出量等の算出の注意点
　３－３）排出量等の算出の重要性

４．サポート体制

# 排出量･移動量の区分

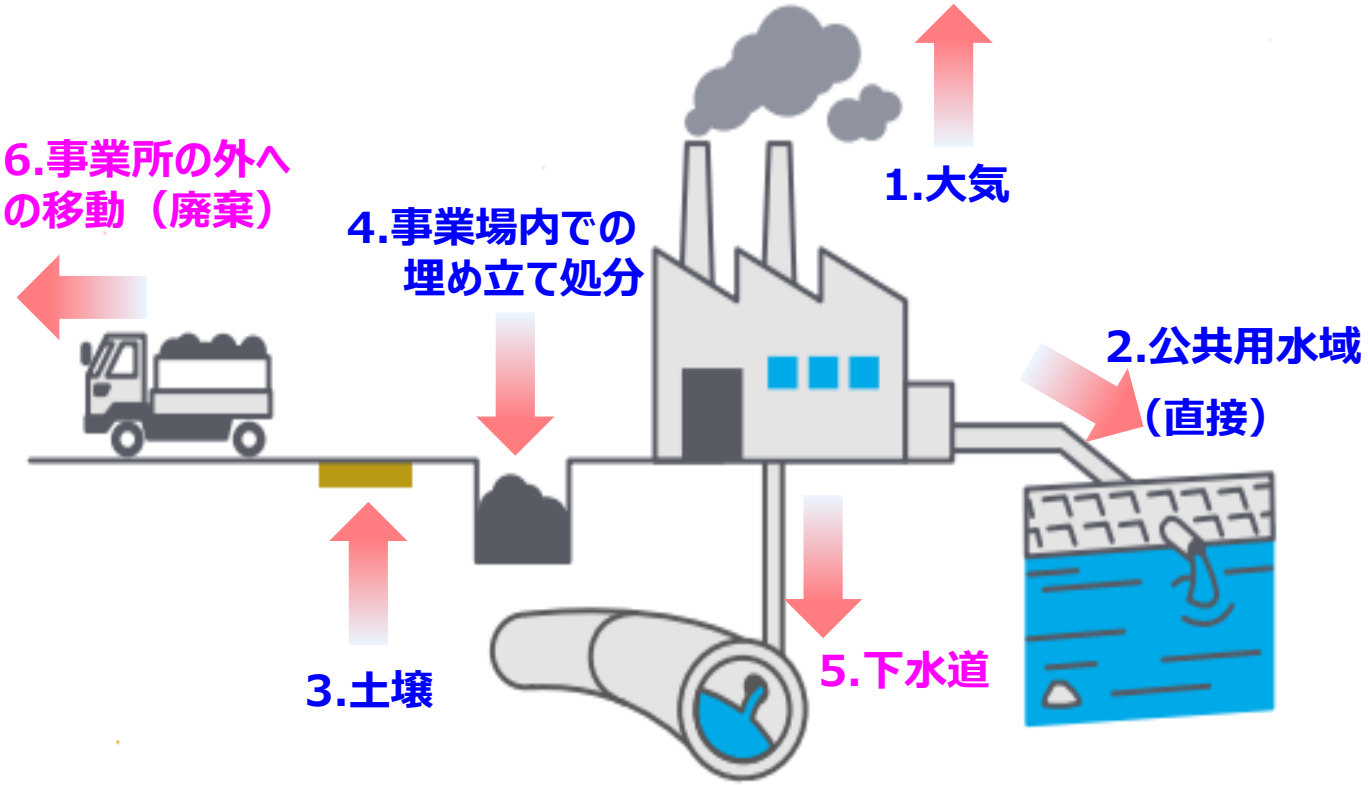
**排出量：**事業活動に伴い環境中に排出されるPRTR対象物質の量。
**移動量：**事業活動に伴い発生する廃棄物に含まれて事業所外へ移動するPRTR対象物質の量。

**排出量**

1.大気への排出
2.公共用水域への排出
3.当該事業所における土壌への排出
4.当該事業所における埋立処分

**移動量**

5.下水道への移動
6.当該事業所の外への移動
（5によるものを除く）




化管法PRTR届出について（経済産業省）：https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/pdf/PRTRkiso.pdf

# 排出量・移動量の算出・把握方法の例

## １．物質収支による方法

排出量または移動量 ＝ 年間取扱量 － 製造品としての搬出量 － 他の排出量・移動量

## ２．実測による方法

排出量または移動量 ＝ 排ガス、排水または廃棄物中の対象物質濃度 × 年間の排ガス量、排水量または廃棄物量

## ３．排出係数による方法

排出量または移動量 ＝ 排出係数 × 年間取扱量

## ４．物性値を用いた計算による方法

排出量または移動量 ＝ 物性値を用いた計算による排ガス、排水または廃棄物中の対象物質濃度 × 年間の排ガス量、排水量または廃棄物量

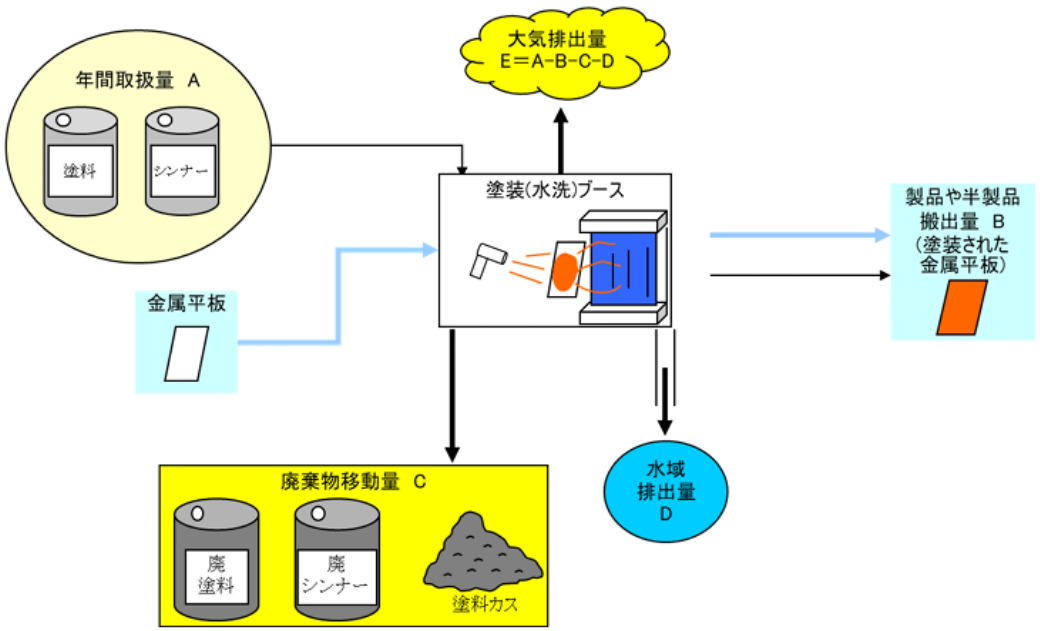
## ５．上記の方法以外に、より精度よく算出できると思われる経験値等を用いた方法

「PRTR排出量等算出マニュアル」第5.3版：https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/PRTRmunyuaru_r8.html

# 物質収支による方法

対象物質の年間取扱量から製品としての搬出量及び実測や排出係数等から算出した他の排出量、移動量を差し引いて算出する方法 (排出量等算出マニュアルⅠ-39参照)

排出量または移動量 ＝ 年間取扱量 － 製造品としての搬出量 － 他の排出量・移動量




## 利点

- 施設や工程全体の対象物質の流れを把握するのに有効である。
- 数学的な計算により排出量等を算出するので、費用が少ない。

## 留意事項

- 排出量が多い媒体への排出量に用いた方が、より精度良く算出できる。
- 年間取扱量、搬出量、その他の排出量等の精度に依存する。
- 処理装置を設置している場合は、処理後の排出量を算出する必要がある（算出結果に処理装置の除去率をかけ合わせる、または除去量を年間取扱量から差し引く）。
- 対象物質が副生成する場合は、その副生成量を年間取扱量に含めて算出する必要がある。
- 取扱量と排出量、移動量の合計値との比較を行い、見積りちがいをしているものがないか確認することが望ましい。

# 実測による方法

事業所の主要な排出口における排ガス、排水または廃棄物中の対象物質濃度を実測し、それぞれ排ガス量、排水量または廃棄物量とかけ合わせて算出する方法（排出量等算出マニュアルⅠ-40参照）

| 排出量<br>または移動量 | = | 排ガス、排水<br>または<br>廃棄物中の対象物質濃度 | × | 年間の排ガス量、排水量<br>または<br>廃棄物量 |
|---|---|---|---|---|




利点

- 大気汚染防止法、水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法などの法令にもとづき、排ガスや排水中の濃度を測定している場合、その値を利用できる。
- 排ガス、及び排水処理装置を設置している場合、回収や除去の能力の確認も行うことができる。

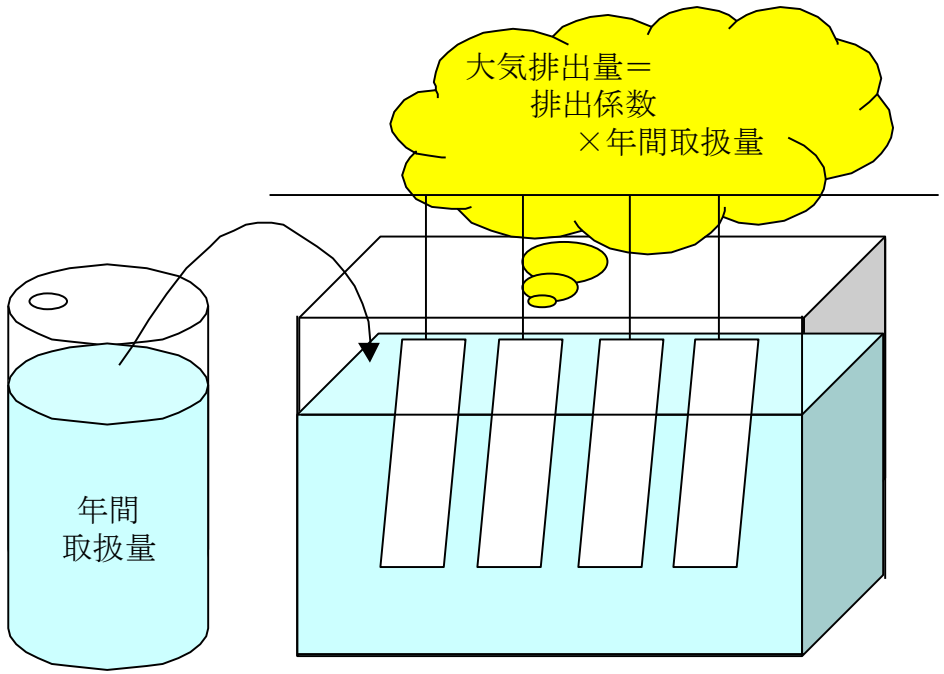
留意事項

- 外気温度や作業状況の変化などにより排ガス、排水量や廃棄物量、排出濃度が大きく変化する場合には、必要に応じて状況毎に実測してその平均をとるなどの対応が望ましい。
- 測定値の精度に気をつける。

# 排出係数による算出方法

対象物質の年間取扱量にモデル実験などで別途算定した取扱量と排出量の比（排出係数）をかけ合わせて算出する方法（排出量等算出マニュアルⅠ-40参照）

排出量または移動量 ＝ 排出係数 × 年間取扱量




利点

・取扱量を調査するだけで容易に排出量が算出できる。
・数学的な計算により排出量等を算出するので、利用できる排出係数がある場合には、費用が少ない。

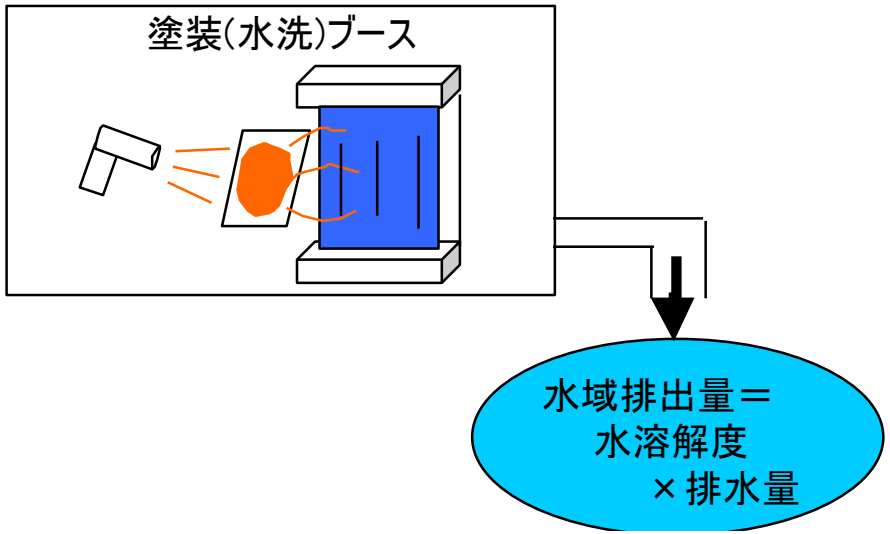
留意事項

・マニュアルに記載された排出係数は、必ずしも実態を反映していないので、自社の経験などをもとにした適切な排出係数がある場合にはそれを使用する。
・マニュアルや業界団体が作成しているマニュアル等に掲載してある排出係数を利用する場合には、それが自社で利用できるかどうかを精査する。また、業種別マニュアル等は更新されることがあるため、掲載された排出係数に変更がないか、毎年確認することが望ましい。
・排出量が取扱量で決定されるため、事業所における排出抑制対策等の努力が計算結果に反映されないことがある。

# 物性値を用いた計算による方法

飽和蒸気圧や水への溶解度等により対象物質の排ガスまたは排水中の濃度を推測し、それに排ガス量や排水量をかけ合わせて算出する方法（排出量等算出マニュアルⅠ-41参照）

排出量
または移動量
＝
物性値を用いた計算による排ガス、排水
または
廃棄物中の対象物質濃度
×
年間の排ガス量、排水量
または
廃棄物量



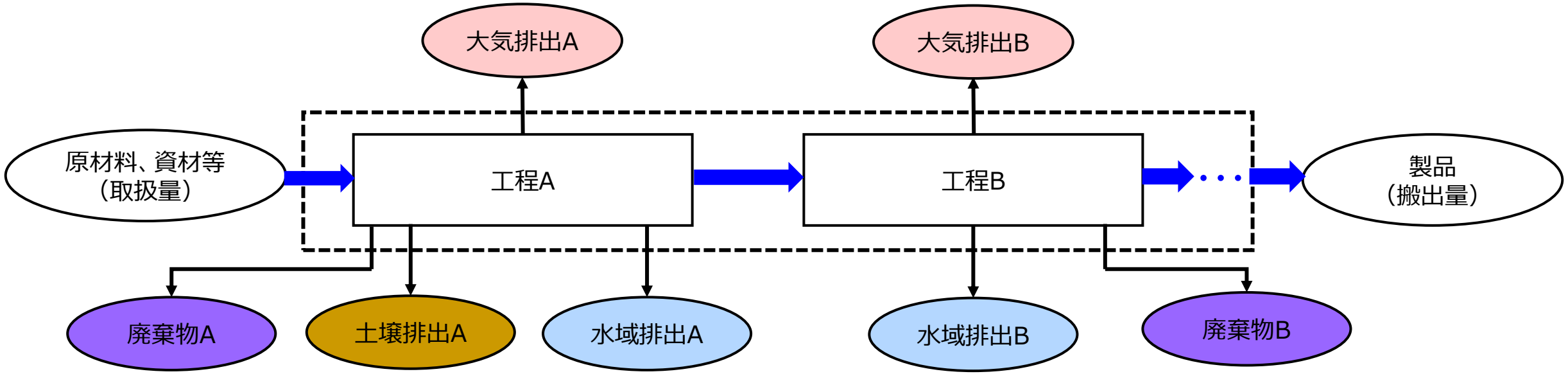

利点

・算出に用いるデータを各種の便覧等から入手できる。
・実測などと比較して経費が安い。

留意事項

・実態にあうよう温度等の条件を設定するには化学工学的知識が必要である。
・理論式を用いて仮想条件の値や最大値を算出するので、事業所の実態と異なることもある。
・対象物質を純物質として使用する場合には、各種の便覧等に掲載されている物性値を使用することができるが、他の物質と混合している場合にはそのままの値では使用できないことがある（他の算出方法を使用する）。

# 工程における排出量、移動量の算出イメージ




全ての排出源からの排出量、移動量が把握できる場合
（２．～５．で算出する場合）

大気への排出量＝大気排出A＋大気排出B
水域への排出量＝水域排出A＋水域排出B
土壌への排出量＝土壌排出A
廃棄物に含まれる量＝廃棄物A＋廃棄物B

全ての排出源からの排出量、移動量が把握できる訳ではない場合
（「１．物質収支」で算出する場合）

水域への排出量＝水域排出A＋水域排出B
土壌への排出量＝土壌排出A
廃棄物に含まれる量＝廃棄物A＋廃棄物B
大気への排出量＝取扱量－製品としての搬出量
－廃棄物に含まれる量－土壌への排出量
－水域への排出量

# 目次

１．化管法の概要

２．PRTR届出に関する留意事項

３．排出量等の算出方法
３－１）排出量等の算出の概要
３－２）排出量等の算出の注意点
３－３）排出量等の算出の重要性

４．サポート体制

# 届出内容の確認事項



別紙番号

第一種指定化学物質の名称並びに排出量及び移動量

| | | | |
|---|---|---|---|
| 第一種指定化学物質の名称 | | | |
| 第一種指定化学物質の管理番号 | | | 単位　kg<br>mg－ＴＥＱ(ﾀﾞｲｵｷｼﾝ類の場合) |
| 排出量 | イ　大気への排出 | | |
| | ロ　公共用水域への排出 | | 排出先の河川、湖沼、海域等の名称 |
| | ハ　当該事業所における土壌への排出（ニ以外） | | |
| | ニ　当該事業所における埋立処分 | | 埋立処分を行う場所<br>（該当するものに○をすること）<br>1．安定型　2．管理型　3．遮断型 |
| 移動量 | イ　下水道への移動 | | 移動先の下水道終末処理施設の名称 |
| | ロ　当該事業所の外への移動（イ以外） | | |
| | 当該第一種指定化学物質を含む廃棄物の処理方法又は種類 | 廃棄物の処理方法（該当するものに○をすること（複数選択可））<br>01 脱水・乾燥　04 中和　07 その他<br>02 焼却・溶融　05 破砕・圧縮<br>03 油水分離　06 最終処分 | |
| | | 廃棄物の種類（該当するものに○をすること（複数選択可））<br>01 燃え殻　10 動植物性残さ<br>02 汚泥　11 動物系固形不要物<br>03 廃油　12 ゴムくず<br>04 廃酸　13 金属くず<br>05 廃アルカリ　14 ｶﾞﾗｽくず・ｺﾝｸﾘｰﾄくず・陶磁器くず<br>06 廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ類　15 鉱さい<br>07 紙くず　16 がれき類<br>08 木くず　17 ばいじん<br>09 繊維くず　18 その他 | |
| ※整理番号 | | | |

備考1　特定第一種指定化学物質についても本別紙を用いること。
2　本別紙は、第一種指定化学物質ごとに作成することとし、別紙番号の欄には、第一種指定化学物質の管理番号の順に付した通し番号を記載すること。管理番号は「ＰＲＴＲ届出の手引き」を参考とすること。
3　第一種指定化学物質の名称の欄には、令別表第一に掲げる名称（令別表第一に別名の記載がある第一種指定化学物質にあっては、当該別名）を記載すること。
4　第一種指定化学物質の管理番号の欄には、当該第一種指定化学物質の管理番号を記載すること。管理番号は、「ＰＲＴＲ届出の手引き」を参考とすること。
5　排出量及び移動量の有効数字は2桁とすること。ただし、ダイオキシン類以外の第一種指定化学物質にあっては、排出量又は移動量が1kg未満の場合、小数点以下第2位以下を四捨五入して得た数値を記載することとする。
6　公共用水域への排出がある場合、排出先の河川、湖沼、海域等の名称の欄には排出先の名称を記載すること。
7　下水道への移動がある場合、移動先の下水道終末処理施設の名称の欄には、排出した下水の処理が行われる施設の名称を記載すること。
8　※の欄には、記載しないこと。
9　本別紙に記載された情報の同一性を失わない範囲で当該情報を記録する機能を有する二次元コードであって、日本産業規格Ｘ０５１０に適合するものを記載することができる。

（二次元コード記載欄）

**業種、届出物質、排出量・移動量の数値、区分（大気、水域など）の妥当性確認**

- 届出物質が足りないのでは？
- この数値は異常に多く／少なくないか？
- 取扱量と間違えていないか？
- この物質の届出は不要ではないか？
- 排出先移動先区分（大気、水域など）は適切か？

**前年度届出との比較からわかること**

- 前年度と比較して、数値が大幅に増大または減少している
  → 排出量でなく、取扱量を届出している
  → 計算ミス
  → 単位・桁を間違えている

- 前年度と比較して、届出物質（業種）が変わっている
  → 物質（業種）番号または物質（業種）名の記載ミス
  → 違う事業所の届出と間違えている
  → 物質（業種）の選択ミス

**提出前にご確認ください！**

# 排出量等算出にあたってご確認頂きたいポイント

NITEでは、排出量等算出にあたって、間違いやすい事例から、ご確認頂きたいポイント（12個）を公開

## 排出量等算出にあたってご確認頂きたいポイント<令和８年度版>

化管法PRTR届出における業種や排出・移動量算出に関して、主にご確認頂きたい**12のポイント**をまとめました。

**①令和6年度から政令改正後の物質届出が必要です。**

第一種指定化学物質は515物質となりました。ガソリン等に含まれる成分についても確認してください。

**②前年度と同じ業種を選択していますか。**

原則、前年度と同じ業種を選択してください。業種の確認は日本標準産業分類（平成5年10月改定）を参照してください。
なお、**「その他の製造業（3400）」**は貴金属や楽器、玩具等の製品を製造する事業所に該当します。

**③前年度の排出・移動量から大きく変化していませんか。**

**取扱量の記入**、**単位・桁の間違い**等ありませんか。

**④物質の届出漏れはありませんか。**

工業用キシレン中のエチルベンゼンなどの記載忘れ。

**⑤化学反応して別の物質に変化していませんか。**

取扱時は対象物質であっても、排出・移動時に届出対象外の物質に変化した場合は、排出・移動量に含みません。
（例：**重合原料**、**キレート剤**、**反応性の高い物質**など）

**⑥金属化合物等の量をそのまま届け出ていませんか。**

金属化合物等は元素換算で算出してください。

**⑦排出先の区分は適切でしょうか。**

**高沸点化合物**や**金属**の排出先が**大気**になっていませんか。
**難水溶性物質**の排出先が**公共用水域**になっていませんか。

**⑧外気温の変動等を考慮して排出量を算出していますか。**

貯蔵タンクやガソリン等のタンクからの排出はPRTR排出量等算出マニュアルや石油連盟のHPを参照してください。

**⑨処理装置による除去率を考慮していますか。**

排ガスや排水処理装置による除去率・分解率については、PRTR排出量等算出マニュアルを参照してください。

**⑩廃棄物以外のものは移動量から差し引いていますか。**

例えば、金属のくずをリサイクル業者に売却する場合は、その分は移動量から差し引いてください。

**⑪特別要件施設に該当しますか。**

焼却炉など廃棄物処理施設を有している場合は、特別要件施設に該当するか確認してください。

**⑫特別要件施設の届出物質を確認していますか。**

下水道終末処理施設や廃棄物処理施設、鉱山保安法で定める施設等を有する場合は届出物質を確認してください。

排出量等算出にあたってご確認頂きたいポイント：https://www.nite.go.jp/data/000146007.pdf

# 排出量等算出にあたってご確認頂きたいポイントの紹介

## ③前年度の排出・移動量から大きく変化していませんか。

- 前年度の比較から**届出物質の過不足、数値の異常等**の確認。

✓ **前年度と比較して、届出物質が大きく入れ替わっている**
→物質番号または物質名の記載ミス
→違う事業所の届出と間違えている
→物質の選択ミス（電子届出・磁気届出で多い）

✓ **前年度と比較して、数値が大幅に増大または減少している**
→取扱量を届出している
→計算ミス
→単位を間違えている

| よくある間違い | 具体例 |
|---|---|
| 物質の選択ミス | • 取り扱っていない物質を誤って届出（例：燃料小売業から農薬の届出）<br>• 類似の物質を誤って選択（「管理番号308 ニッケル」と「管理番号309 ニッケル化合物」、「管理番号87 クロム及び三価クロム化合物」と「管理番号88 六価クロム化合物」など） |
| 取扱量を届出している | • 排出係数や除去率の掛け忘れ |
| 計算ミス | • 桁の誤り（5桁以上の場合に桁誤りが多い） |
| 単位を間違えている | • 取扱量や排出量の単位誤り（kgとトン）<br>• ダイオキシン類（mg-TEQとkg） |

# 排出量等算出にあたってご確認頂きたいポイントの紹介

## ④物質の届出漏れはありませんか。

- 混合物を取り扱っている場合は、**SDS等**で**混合物中の成分**が**PRTR届出対象物質**に該当するか確認し、**1重量%（特定第一種指定化学物質は0.1重量%）以上**あれば**取扱量に算入**

| 混合物 | 成分中のPRTR届出対象物質 | 注意事項 |
|---|---|---|
| **混合キシレン** | 053　エチルベンゼン<br>080　キシレン | キシレンと併せてエチルベンゼンの届出 |
| **燃料（ガソリン）** | 053 エチルベンゼン<br>080 キシレン<br>300 トルエン<br>392 ヘキサン<br>400 ベンゼン<br>691 トリメチルベンゼン<br>731 ヘプタン | プレミアムガソリン及びレギュラーガソリンで組成が異なるため、製品ごとの取扱量に注意<br>※石油連盟ではマニュアルの見直しに伴い、燃料組成の見直しが行われ、届出要件を満たすPRTR届出対象物質が変更となる可能性があることに注意 |
| **塗料･接着剤** | 溶剤（737 メチルイソブチルケトンなど）<br>可塑剤（710 フタル酸ジオクチルなど）<br>硬化剤、乳化剤、顔料などの添加物 | 取り扱っている製品のSDS等に記載されている組成から、届出要件を満たすPRTR届出対象物質の確認が必要 |
| **洗浄剤** | 溶剤、界面活性剤、キレート剤、酸･アルカリ、漂白剤など | 取り扱っている製品のSDS等に記載されている組成から、届出要件を満たすPRTR届出対象物質の確認が必要 |

PRTR排出量等算出マニュアル 第5.3版　Ⅲ-233－271、377-378：　https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/PRTRmunyuaru_r8.html
石油連盟マニュアル（2024年3月改定版）：　https://www.paj.gr.jp/sites/default/files/inline-files/2024_prtr_0.pdf

# 排出量等算出にあたってご確認頂きたいポイントの紹介

## ⑤化学反応して別の物質に変化していませんか。

- 取扱時は対象物質であっても、**排出・移動時に届出対象外の物質に変化**した場合は、排出・移動量の算入は不要。**（例：重合原料、キレート剤、反応性の高い物質など）**

| 物質 | 疑義のある内容 | 具体的な物質例 |
|---|---|---|
| **重合原料** | 液体または気体であるはずのモノマーが廃棄物の種類として「06：廃プラスチック類」を選択している届出 | 002　アクリルアミド<br>004　アクリル酸及びその水溶性塩<br>240　スチレン<br>415　メタクリル酸<br>675　テトラフルオロエチレン　など |
| **キレート剤** | スケール防止など金属イオンを捕捉し別の物質に変化するにもかかわらず、公共用水域への排出量や下水道への移動量が大量の届出 | 595　エチレンジアミン四酢酸並びにそのカリウム塩及びナトリウム塩<br>604　カリウム＝ジエチルジチオカルバマート<br>698　ニトリロ三酢酸及びそのナトリウム塩<br>708　（１－ヒドロキシエタン－１，１－ジイル）ジホスホン酸並びにそのカリウム塩及びナトリウム塩 |
| **反応性の高い物質** | 別物質に変化しやすいイソシアネート類や水処理剤、アミン類が多量である届出 | 265　テトラヒドロメチル無水フタル酸<br>333　ヒドラジン<br>391　ヘキサメチレン＝ジイソシアネート<br>448　メチレンビス（４，１－フェニレン）＝ジイソシアネート<br>626　ジエタノールアミン　など |

化学物質ファクトシート：https://www.prtr.env.go.jp/factsheet/factsheet.html

# 排出量等算出にあたってご確認頂きたいポイントの紹介

## ⑦排出先の区分は適切でしょうか。

- **ヘンリー定数**を用いて、大気と水域のいずれかに多く排出されるかを判定可能 。
- **沸点**や**溶解度**の物化性状や化合物の種類からも適切な排出先の区分を選択。

| 水域に多く排出されやすい ◀ | | | | ▶ 大気に多く排出されやすい |
|---|---|---|---|---|
| H≦0.025 | 0.025＜H＜6.2 | 6.2≦H≦99 | 99＜H＜2.5×10⁴ | 2.5×10⁴≦H |
| 例：安息香酸ベンジル | 例：ニトロベンゼン、ヒドロキノン、アルキルフェノール(アルキル基の炭素数が9のものに限る。)、ヒドラジン、フェノール | 例：酢酸ビニル、アクリロニトリル | 例：1,3-ブタジエン、トルエン、ベンゼン | 例：CFC-115、HCFC-133 |

・表による判定は、経験的な判断ができない場合の参考。

・Hはヘンリー定 数 (Pa･m³/mol)
(＝蒸気圧(Pa)×分子量(g/mol)÷水溶解度(g/m³=mg/L) )
※蒸気圧と水溶解度は、取扱工程において設定している温度の値（通常は25℃付近の値）。

・水との接触がない場合は、すべて大気への排出と想定。

| 物質 | 疑義のある内容 | 具体的な物質例 |
|---|---|---|
| **高沸点化合物<br>金属化合物** | 有機高沸点化合物（沸点190℃以上の有機化合物）や金属化合物等の容易に揮発しない物質の大気排出量が多量である届出 | 001　亜鉛の水溶性化合物<br>354　フタル酸ジブチル<br>626　ジエタノールアミン<br>667　炭化けい素　など |
| **難水溶性物質** | 通常は分離処理や沈降処理などにより除去される難溶性物質の水域への排出量が多量である届出 | 053　エチルベンゼン<br>080　キシレン<br>300　トルエン　など |

PRTR排出量等算出マニュアル 第5.3版　Ⅲ-449～508、566：　https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/PRTRmunyuaru_r8.html

# 排出量等算出にあたってご確認頂きたいポイントの紹介

## ⑨処理装置による除去率を考慮していますか。

- 排ガスや排水処理装置による**除去率・分解率**については、PRTR排出量等算出マニュアルを参照。

**排ガス処理装置の除去率と分解率(%)**

| 処理装置区分 | | 対象化学物質区分 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 粉じん | | ガス状有機化合物 | | ガス状無機化合物 | |
| | | 除去率 | 分解率 | 除去率 | 分解率 | 除去率 | 分解率 |
| サイクロン | 代表値 | 60 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 最小～最大 | 60～90 | 0 | - | - | - | - |
| | 最小～最大をとる要因 | 粒径 | | - | - | - | - |
| バグフィルター | 代表値 | 95 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 最小～最大 | 90～99.9 | 0 | - | - | - | - |
| | 最小～最大をとる要因 | 粒径 | | - | - | - | - |
| 電気集じん機 | 代表値 | 90 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 最小～最大 | 90～99 | 0 | - | - | - | - |
| | 最小～最大をとる要因 | 粒径 | | - | - | - | - |
| 燃焼装置 | 代表値 | 0 | 0 | 99.5 | 99.5 | 0 | 0 |
| | 最小～最大 | - | - | 95～99.5 | 95～99.5 | - | - |
| | 最小～最大をとる要因 | - | - | 物質の燃えやすさ | | - | - |
| 吸収装置[a)](スクラバ) | 代表値 | 80 | 0 | - | 0 | 93 | 93 |
| | 最小～最大 | 60～99 | 0 | 20～99※ | 0 | 80～99 | 80～99 |
| | 最小～最大をとる要因 | 粒径 | | ※ 水溶性の物質に限る | | 酸・アルカリとの反応性 | |
| 活性炭吸着装置 | 代表値 | 10 | 0 | 87 | 0 | 50 | 0 |
| | 最小～最大 | 0～30 | 0 | 30～99 | 0 | 20～99 | |
| | 最小～最大をとる要因 | 物質の濃度、吸着性 | | | | | |

**排水処理装置の除去率と分解率(%)**

| 処理装置区分 | | 対象化学物質区分 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 懸濁無機化合物[b)] | | 懸濁有機化合物[b)] | | 溶解無機化合物[c)] | | 溶解有機化合物[c)] | |
| | | 除去率 | 分解率 | 除去率 | 分解率 | 除去率 | 分解率 | 除去率 | 分解率 |
| 自然沈殿装置 | 代表値 | 40 | 0 | 20 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 最小～最大 | 40～50 | - | 20～50 | - | - | - | - | - |
| | 最小～最大をとる要因 | 懸濁物質の粒度 | | | | - | - | - | - |
| 凝集沈殿装置 | 代表値 | 80 | 0 | 70 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 最小～最大 | 66～95 | - | 70～95 | - | 0～10 | - | 0～10 | - |
| | 最小～最大をとる要因 | 懸濁物質の粒度 | | | | 凝集剤の種類 | | | |
| 微生物分解装置(好気性)[a)] | 代表値 | 70 | 0 | 70 | 30 | 0 | 0 | 60 | 40 |
| | 最小～最大 | 70～80 | 0 | 70～80 | 30 | - | - | 60～95 | 40～70 |
| | 最小～最大をとる要因 | 汚泥への吸着性 | | | | - | - | 物質の分解性 | |
| 膜ろ過装置 | 代表値 | 100 | 0 | 100 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 最小～最大 | - | - | - | - | 70～98※ | 0 | 90～95※ | 0 |
| | 最小～最大をとる要因 | - | - | - | - | ※ 逆浸透膜(RO)の場合 | | | |
| 活性炭吸着装置 | 代表値 | 10 | 0 | 10 | 0 | 20 | 0 | 80 | 0 |
| | 最小～最大 | 0～10 | 0 | 0～10 | 0 | 0～20 | 0 | 80～90 | 0 |
| | 最小～最大をとる要因 | 物質の吸着性 | | | | | | | |

事業所で排ガス及び排水処理の除去率や分解率のデータを持っている場合は、そのデータを活用して構いません。
排ガス及び排水処理の除去率や分解率のデータがない場合にご活用ください。

PRTR排出量等算出マニュアル 第5.3版　Ⅲ-563-565：　https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/PRTRmunyuaru_r8.html

# 排出量等算出にあたってご確認頂きたいポイントの紹介

## ⑩廃棄物以外のものは移動量から差し引いていますか。

- **廃棄物以外のもの**として外部のリサイクル業者へ引き渡した場合には、**製品や半製品の搬出量**として算出し、**排出・移動量への算入は不要**

対象物質を取り扱う工程でつくられる対象物質を含む製品や半製品の搬出量※を、次の式で算出します。

対象物質の製品や半製品としての搬出量 kg/年 ＝ 製品や半製品の製造量等 kg/年 × 製品や半製品に含まれる対象物質の含有率又は、その他の経験値等 % ÷ 100

※ 対象物質が製品や半製品に含まれない場合はゼロとしてください。

金属くずや廃油、空き缶※など

例①
事業所で発生した使用済みの溶剤等を外部の再生業者に廃棄物以外のものとして引き渡している場合には、製品や半製品として搬出量に算入し、「当該事業所の外への移動」としての移動量の届出は不要

例②
バルブ製造業におけるアンチモン及びその化合物

※廃棄物に該当する場合には「当該事業所の外への移動」として移動量を届出

ク）バルブ製造業における排出係数等

単位：－(排出量/取扱量)

| 工程 | 対象物質を含む原材料等 | | 対象物質 | 排出係数等 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 大気 | 水域 | 廃棄物移動量 | リサイクル製品の搬出量 |
| 1 溶解工程 | 原料 | 青銅鋳物素材 | セレン及びその化合物(金属セレン) | 0.0001 | 0 | － | － |
| | | | 鉛及びその化合物 | 0.0001 | 0 | － | － |
| | | | アンチモン及びその化合物(金属アンチモン) | 0.0001 | 0 | 0.0001 | 0.9998 |
| | | 黄銅鋳物素材 | 鉛及びその化合物 | 0.00005 | 0 | － | － |
| | | 鉄鋼鋳物素材 | マンガン及びその化合物(金属マンガン) | 0.0001 | 0 | － | － |
| | | | クロム及び三価クロム化合物(金属クロム) | 0.0001 | 0 | － | － |
| | | | モリブデン及びその化合物(金属モリブデン) | 0.0001 | 0 | － | － |
| | | | ニッケル | 0.0001 | 0 | － | － |

PRTR排出量等算出マニュアル 第5.3版　Ⅱ-52-53、Ⅲ-545：　https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/PRTRmunyuaru_r8.html

# 排出量等算出のQ&Aに関するHPの紹介

## 排出量等算出のQ&A（NITE）

https://www.nite.go.jp/chem/prtr/qanda/faq_prtr2.html

### PRTR制度FAQ-PRTR届出に関するもの

届出の排出量算出にあたって、ご確認頂きたいポイントをまとめましたので、参考にしてください。
また、以下のFAQに記載のあるＰＲＴＲ排出量等算出マニュアルは（令和７年３月版）を参照してください。
上記マニュアルは、化管法施行令、化管法施行規則等の改正に伴い、修正が行われており、当FAQもその対応や修文、補足等を行い更新しました。
令和5年度以降把握、令和6年度以降届出に関してはこちらの「対象化学物質について」を参照下さい。

**FAQのカテゴリー**

- PRTR届出に関するもの
- PRTR届出の対象業種・事業所の範囲に関するもの
- PRTR届出の常時使用する従業員の数に関するもの
- PRTR対象物質に関するもの
- PRTR届出に係る取扱量の把握に関するもの
- 排出量・移動量の算出に関するもの
- 特別要件施設に関するもの

**排出量・移動量の算出に関するもの**

**出荷される製品の扱い**

Q107. 対象物質を含む製品を製造しています。製品に含有されて出荷される対象物質は、事業所の外への移動として届け出るのですか。
A107. 移動量の欄の「事業所の外への移動」とは、廃棄物として産業廃棄物処理業者等に出すものを意味します。従って製品中に含有されて出荷される量を移動量として届け出る必要はありません。

ページトップへ

**製品中に残存する未反応対象物質の扱い**

Q108. ゴムの加硫促進剤として対象物質を使用しています。ほとんど反応していると考えられますが、ゴムくずを廃棄物として処理する場合、廃棄物を移動量として届け出る必要がありますか。
A108. 対象物質の未反応加硫促進剤が廃棄物中に残っていることが明らかであれば、廃棄物の移動量としての算出が必要となります。（令和５年７月更新）

ページトップへ

**保管廃棄物をまとめて移動した場合の届出　（Ｑ９２の再掲）**

Q109. 廃棄物を３年に１回という間隔で廃棄物処理業者に渡しています。その間、貯蔵庫（タンク）のような場所に保管しておくのですが、その場合の届出はどのようにすればよいですか。
A109. 廃棄物を保管し廃棄物処理業者に引き渡していない２年の年間取扱量がそれぞれ１トン（特定第一種指定化学物質の場合０．５トン）以上の場合は、届出対象事業者となりますので事業所外への移動量を０．０ｋｇとして届出が必要です。廃棄物を処理業者に渡した年度には、廃棄物の量を移動量として届け出てください。なお、通常の年間取扱量が１トン（特定第一種指定化学物質の場合０．５トン）未満であれば届出は不要ですが、まとめて移動した廃棄物の量が１トン（特定第一種指定化学物質の場合０．５トン）以上の場合は、移動した廃棄物の量を取扱量とし、その年度の届出が必要です。

## 排出量等算出のQ&A（経済産業省）

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/qa/manual_faq.html

### PRTRに関するQ&Aの質問リスト

事業者等からよくある質問をまとめてあります。該当する事例や似ている事例がありましたら、参考にしてください。

- 1．届出に関するもの
- 2．対象業種・事業所の範囲に関するもの
- 3．常時使用する従業員の数に関するもの
- 4．対象物質に関するもの
- 5．取扱量の把握に関するもの
- 6．排出量・移動量の算出に関するもの
- 7．特別要件施設に関するもの

**6．排出量・移動量の算出に関するもの**

**6-1 排出量・移動量の届け出の分類に関するもの**

- 問6-1-1 同一法人の他の事業所に廃棄物を搬出している場合
- 問6-1-2 廃油をリサイクル業者に搬出している場合
- 問6-1-3 事業者Aが発生した金属くずを別の事業者Bへ引き渡し、事業者Bはそれを中間処理した金属を事業者Cに販売している場合
- 問6-1-4 金属くず等を有料で引き取ってもらう場合
- 問6-1-5 発生した廃液を同じ事業者の別の事業所に運び、その事業所で処理を行い公共用水域へ排出している場合
- 問6-1-6 農業用水路に排出している場合
- 問6-1-7 溶接の際、大気中に排出される金属ヒュームの場合
- 問6-1-8 燃焼施設から排出される金属化合物等の場合

**6-2 実測を用いた算出方法に関するもの**

- 問6-2-1 廃棄物中の対象物質含有率の実測値がない場合
- 問6-2-2 焼却灰等の溶出試験結果の適用可能性
- 問6-2-3 排ガス・排水処理施設の除去率、実測濃度がない場合
- 問6-2-4 測定データが検出下限以上、定量下限未満、あるいは検出下限未満の場合
- 問6-2-5 ダイオキシン類の測定データが検出下限以上、定量下限未満、あるいは検出下限未満の場合

# 目次

１．化管法の概要

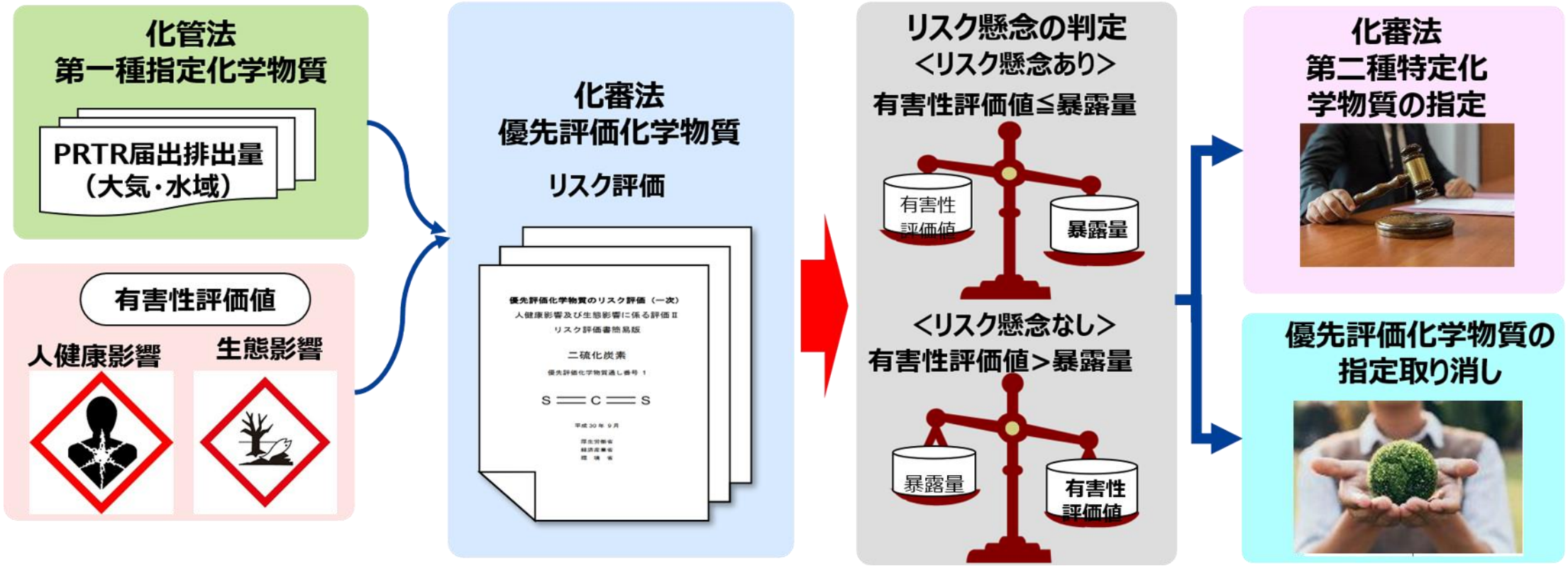
２．PRTR届出に関する留意事項

３．排出量等の算出方法
　３－１）排出量等の算出の概要
　３－２）排出量等の算出の注意点
　３－３）排出量等の算出の重要性

４．サポート体制

# PRTR届出排出量の活用

- 化審法優先評価化学物質であり、PRTR届出対象物質でもある場合、PRTR届出排出量が化審法におけるリスク評価に活用。
- 有害性評価値には、人健康影響の観点と生態影響の観点の２種類が存在。
- リスク評価の結果、暴露量（環境中濃度）が有害性評価値を上回る場合はリスクの懸念。
- リスクの懸念が大きいと、化審法第二種特定化学物質に指定され、規制を受ける可能性。



# PRTR届出排出量の重要性と照会について

- PRTR届出排出量は化管法だけでなく化審法にも影響を与えるもの。
- PRTR届出排出量で間違った報告をした場合、化審法リスク評価にも影響し、その結果化審法第二種特定化学物質に指定され、規制を受ける可能性。

**PRTR届出排出量は非常に重要であり、事業所管大臣・法律所管大臣（NITE等）では間違いがないか照会を実施**

**照会を受けた場合、ご協力ください**



# 目次

１．化管法の概要

２．PRTR届出に関する留意事項

３．排出量等の算出方法

４．サポート体制

# ホームページの紹介

◆化管法に基づく届出に関する情報
https://www.nite.go.jp/chem/prtr/notify.html
電子届出、書面による届出、磁気ディスクによる届出それぞれの方法を掲載しています。

◆電子届出が初めての方へ
https://www.nite.go.jp/chem/prtr/itdtp.html
電子届出を始めるために必要な手続、届出方法について掲載しています。
また、PRTR届出システムで電子届出を提出する際の操作方法を動画にて公開しております。

◆届出に関するQ&A
https://www.nite.go.jp/chem/prtr/qanda/q-a.html
PRTR制度、電子届出関連、それぞれのFAQを掲載しております。
https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/qa/manual_faq.html
PRTR制度等のQ&Aを掲載しております。（経済産業省）

◆PRTR排出量等算出マニュアル 第5.3版（経済産業省）
https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/PRTRmunyuaru_r8.html

◆参考資料
https://www.nite.go.jp/chem/prtr/notify.html
・PRTR届出の手引き
・公共用水域の名称
・下水道終末処理施設の名称
・都道府県等PRTR担当窓口一覧
・業種コード・届出先一覧
・令和８年度PRTR届出の受付開始のお知らせ
・届出の排出量算出にあたって、ご確認頂きたいポイント









# NITE問合せ先の紹介

◆ ＰＲＴＲ届出システム、ＰＲＴＲ届出作成支援システムに関する問合わせ
『ＰＲＴＲシステムサポート』
E-mail　info_prtr@nite.go.jp
ＴＥＬ　０３－５４６５－１６８３
（平日９：３０～１２：００、１３：００～１６：３０）

◆ ＰＲＴＲ届出物質、届出要件、排出量算出方法等に関する問合わせ
『ＰＲＴＲサポートセンター』
E-mail　support_prtr@nite.go.jp
ＴＥＬ　０３－５４６５－１６８１
（平日９：３０～１２：００、１３：００～１６：３０）

◆ その他、排出量等届出の照会内容等に関する問合わせ
『化学物質管理センターリスク管理課』
E-mail　todokede_prtr@nite.go.jp

**（土日祝日、年末年始及び5月1日は終日お休みとなります。）**

ご清聴ありがとうございました。